

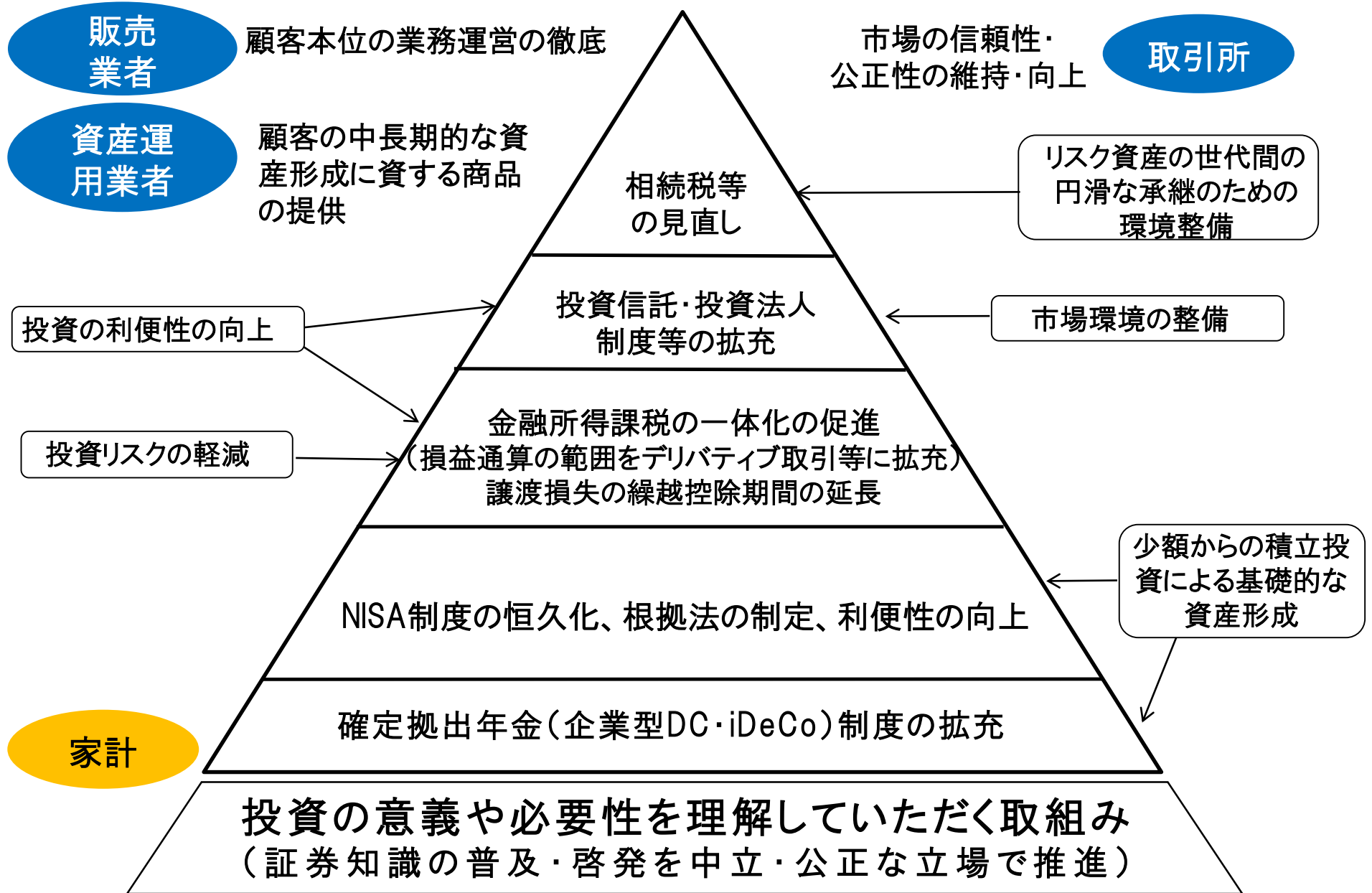
# 令和2年度税制改正に関する要望

## 【要望項目説明資料】

令和元年9月

日本証券業協会  
投資信託協会  
全国証券取引所協議会

家計が安心して中長期的な資産形成に取り組めるよう官民で支援  
⇒ 日本経済の成長資金の供給を促進、SDGsに貢献する証券市場を目指して



# 令和2年度税制改正要望事項

## I 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

### ◆ NISA制度（一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISA）の恒久化・根拠法の制定等

- ① NISA制度を恒久化又は延長すること
- ② NISAが国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法（NISA法）を制定すること
- ③ 取得後5年又は20年とされているNISAの非課税保有期間を恒久化又は延長すること

### ◆ NISAの利便性向上等

- ① ジュニアNISAの払出し制限の緩和及び贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じること
- ② 企業から支払われる職場積立NISAの奨励金を非課税とすること
- ③ NISA口座内の上場株式等について、売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得を認めること

### ◆ 確定拠出年金制度の拡充等

- ① 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- ② 確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること
  - 拠出限度額の引上げ（特に2号被保険者について拠出限度額の引上げによる金額の統一を図ること）
  - マッチング拠出の弾力化
  - 中途引出要件の緩和
  - 加入者資格喪失年齢の引上げ
  - 老齢給付金の支給要件の緩和等

# 令和2年度税制改正要望事項

## Ⅱ 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

### ◆ 上場株式等の相続税評価等の見直し

- ① 上場株式及び公募株式投資信託の相続税評価額を見直すこと。例えば、上場株式等の相続税評価額について、評価の安全性に配慮し、現行よりも長い期間の株価まで評価の対象に含めること
- ② 急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式等について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること
- ③ 世代を通じた上場株式等の保有が相続によって中断されないようにするため、被相続人が保有していた上場株式等について、相続人の申告により、相続税納付準備口座（仮称）への入庫を認め、当該上場株式等が当該口座において保有されている間（例えば5年間）は、当該上場株式等に係る相続税の納税を猶予すること
- ④ 世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するため、以下の措置を講じること
  - 被相続人が相続発生の3年以上前から保有していた上場株式等については相続税の納税額の一部（例えば評価額の30%に対応する納税額）を猶予することとし、相続人が当該上場株式等を相続による取得後3年以上継続保有した場合には、猶予された相続税の納税を免除すること
  - 被相続人が一般NISA・つみたてNISAで保有していた上場株式等については相続税を非課税とすること
- ⑤ 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること
- ⑥ 上場株式等を一定の時点から10年以上継続保有して相続が発生した場合には、相続税評価額を大幅に（例えば50%）減額する措置を講じること

### ◆ 特定口座間贈与の制限撤廃

- 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

# 令和2年度税制改正要望事項

## Ⅲ 市場への継続的な成長資金の供給を促進するための税制措置

### ◆ 金融所得課税一体化の促進等

- ① デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めるとともに、特定口座での取扱いを可能とすること（注1、注2）

（注1）現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る損益や私募外国投資信託等の配当等を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること

（注2）実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

- ② 金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること
- ③ 国内金融商品取引所に上場する企業が発行する種類株式のうち、その募集が公募により行われている非上場株式について、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例並びに譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること

### ◆ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

### ◆ 配当の二重課税の排除

- 配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の2分の1の金額とすること

### ◆ エンジェル税制の拡充

- エンジェル税制の適用要件を緩和するとともに、企業と投資家の橋渡し役となる認定業者の対象範囲を拡大すること

# 令和2年度税制改正要望事項

## Ⅲ 市場への継続的な成長資金の供給を促進するための税制措置

### ◆ 投資信託・投資法人制度等の拡充

- ① 投資信託等に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと
- ② 上場インフラファンドにおける導管性要件の特例を延長又は恒久化すること
- ③ 投資法人に外国子会社合算税制が適用される場合に、投資家において、二重課税調整（外国税を控除する仕組み）ができるよう所要の措置を講じること
- ④ 土地流動化促進等のための長期保有資産（土地等・建物等で、所有期間が10年超のもの）に係る買換え特例措置を延長すること

## Ⅳ 地方創生のための税制措置

- 地方創生に貢献する企業が発行する株式への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす企業が発行する株式への投資について、個人投資家の所得税・住民税から特別な控除を可能とすること）

## Ⅴ SDGs（持続可能な開発目標）推進のための税制措置

- 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人投資家については所得税・住民税、法人投資家については法人税において、特別な控除を可能とする制度を創設すること）

# 令和2年度税制改正要望事項

## VI 市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関の負担軽減のための税制措置

### ◆ 特定口座の利便性向上

- ① 振替機関等を通じて金融商品取引業者がその取得日等を一定の客観性をもって確認できる方法で取得する上場株式等について、その取得時に特定口座への受入れを可能とすること
- ② 事業の譲渡、合併又は分割により、金融商品取引業者等において特定口座が複数開設された状態を解消するための一定の猶予期間等を設けること
- ③ 上場株式等に係る信託契約の解除後の特定口座への受入れ措置を講じること

### ◆ 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

- ① CRS（注）に係る国内法について、OECDが提示する国際基準と整合的なものとなるよう見直しを行うこと  
（注）CRS（Common Reporting Standard）：非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である共通報告基準
- ② 外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例について、対象債券を民間国外債まで拡大を図ること
- ③ 一部の租税条約における、不動産化体株式からの投資所得に対する課税の取扱いについて、実務面に配慮した方策を講じること

### ◆ デジタル技術の活用等による事務手続きの効率化のための税制措置

- ① 内国法人が行う税法上の告知に際して、告知を受ける金融機関等が国税庁の法人番号検索サイトにより当該内国法人の法人番号を確認した場合には、当該法人番号の告知を不要とすること
- ② 税務手続きのICT化の観点から、税法上、書面でのみ提出・交付が認められている各種届出書・依頼書・確認書等の電子化による手続き効率化を図ること

## VII その他の税制措置

- ① 消費税法上の金・白金の仕入れ税額控除に必要な相手方の本人確認書類について、当該仕入れが総合取引所の商品関連市場デリバティブ取引による場合には、商品先物取引による場合と同様に媒介等を行う者のみとする措置を講じること
- ② 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式について、所得税の確定申告書での指定を可能とすること

# I 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

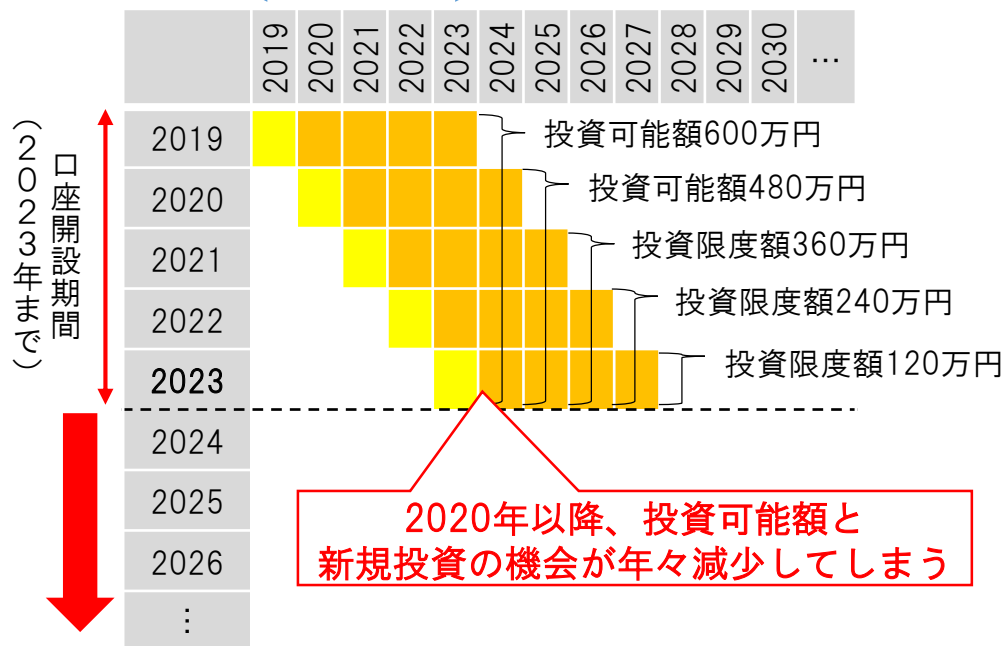
## ◆ NISA制度（一般・つみたて・ジュニアNISA）の恒久化・根拠法の制定等

### 【要望】

NISA制度を恒久化又は延長すること

#### 【一般NISA】

非課税保有期間（5年間）



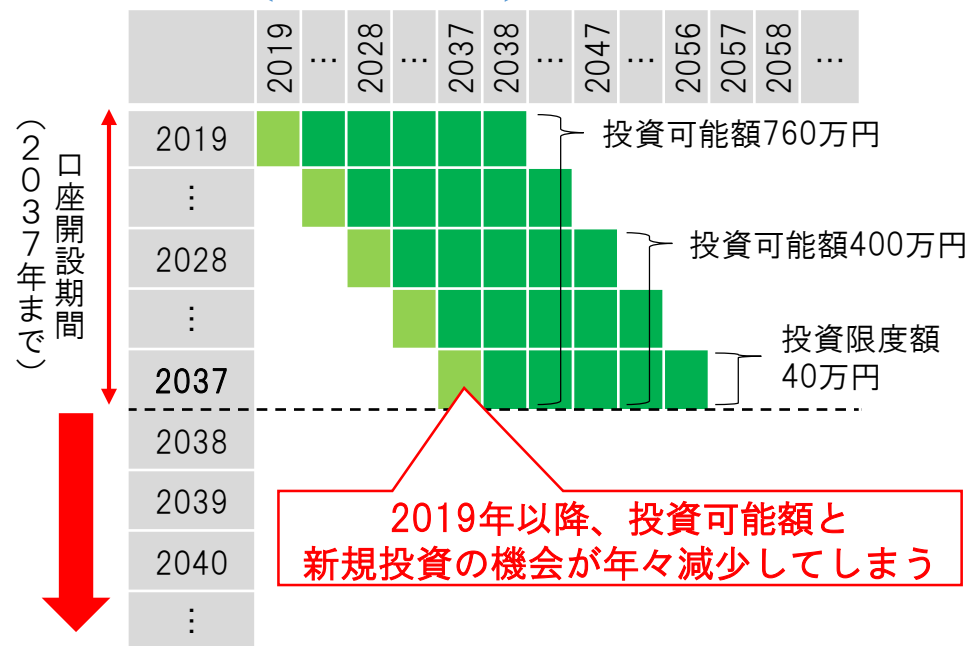
2020年以降、投資可能額と新規投資の機会が年々減少してしまう

制度の恒久化  
又は延長

ジュニアNISAも同様に制度の恒久化又は延長

#### 【つみたてNISA】

非課税保有期間（20年間）



2019年以降、投資可能額と新規投資の機会が年々減少してしまう

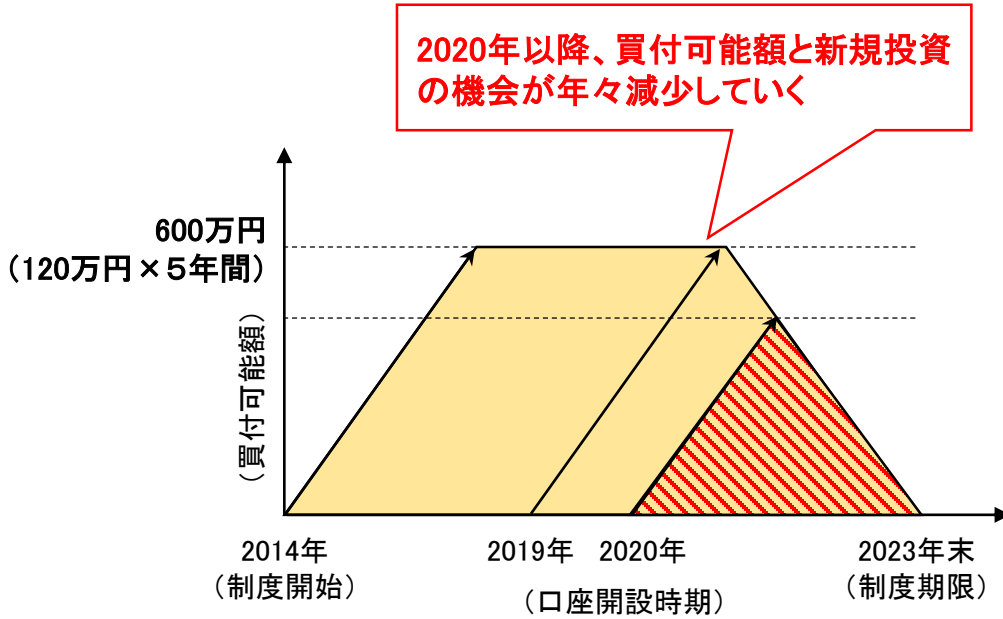
制度の恒久化  
又は延長

投資可能額と新規投資の機会が1年分ずつ縮減していくことは家計の中長期的な資産形成や市場へのリスクマネー供給の促進の障害になりかねない

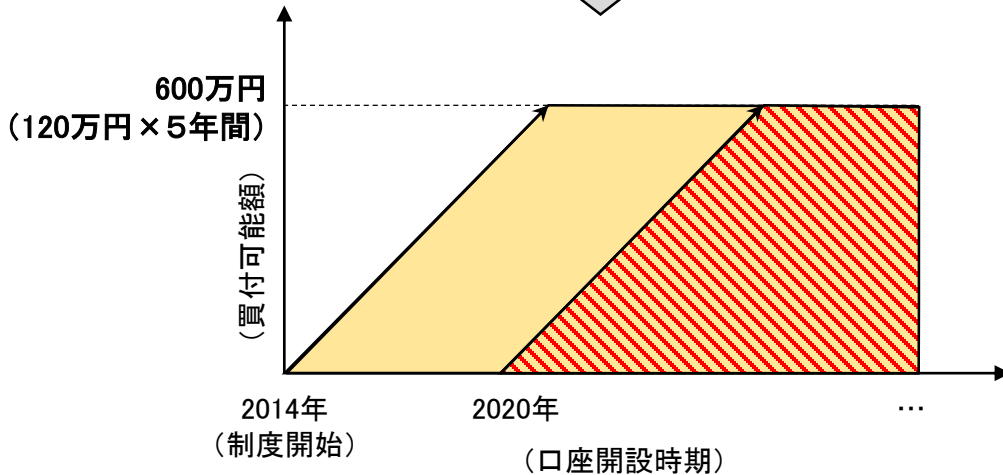


# NISA制度の時限と買付可能額の関係(イメージ)

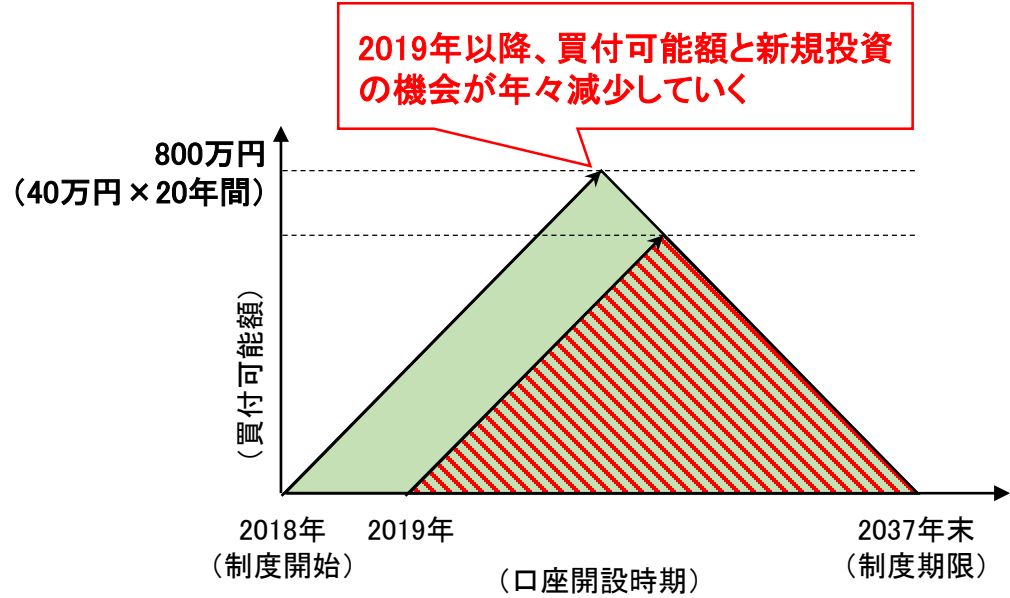
## 【一般NISA】



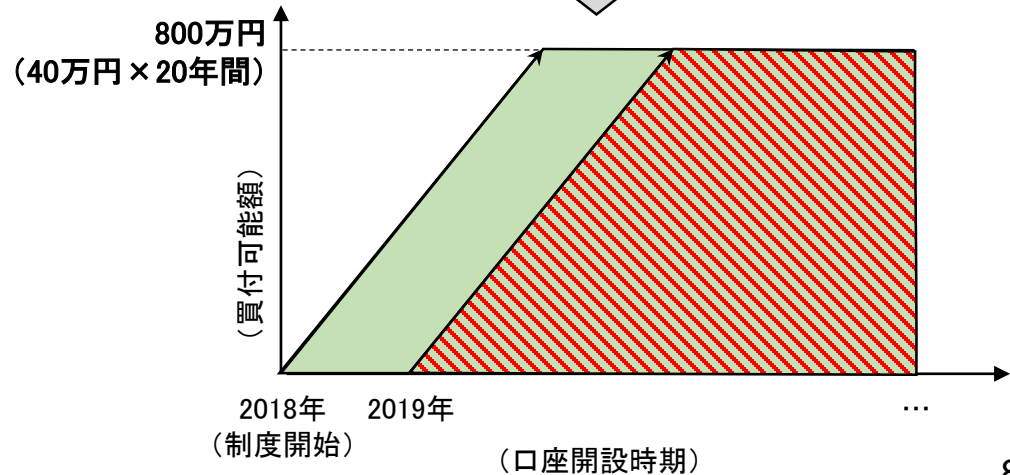
↓ 制度恒久化後



## 【つみたてNISA】



↓ 制度恒久化後



**【要望】**

NISAが国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法（NISA法）を制定すること

**【非課税制度の利用状況と根拠法】**

		利用者	規模※	根拠法
確定拠出年金	企業型DC	690万人	11.7兆円	確定拠出年金法のもと <u>恒久的な制度</u> として導入（目的） ・国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与
	個人型DC (iDeCo)	118万人	1.6兆円	
財形貯蓄	住宅財形	72万人	1.7兆円	勤労者財産形成促進法のもと <u>恒久的な制度</u> として導入（目的） ・勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与
	年金財形	173万人	3.0兆円	
NISA	NISA （一般・つみたて） ・ジュニアNISA	1,314万人 （一般NISA）1,155万人 （つみたて）127万人 （ジュニア）32万人	16.6兆円 （一般NISA）16.3兆円 （つみたて）1,332億円 （ジュニア）1,303億円	（現状、租税特別措置による制度） <u>⇒国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法（NISA法）の制定が必要</u>

- （注） 1. 確定拠出年金の利用者は2019年2月末、規模は2018年3月末。  
 2. 財形貯蓄の利用者及び規模（残高）は2018年3月末。  
 3. NISAの利用者及び規模（買付額）は2019年3月末。

（出所）厚生労働省、運営管理機関連絡協議会、金融庁

**【要望】**

取得後5年又は20年とされているNISAの非課税保有期間を恒久化又は延長すること

	NISA（20歳以上）		ジュニアNISA （20歳未満）	（参考） 英国株式型ISA
	NISA	つみたてNISA		
制度開始	2014年1月1日	2018年1月1日	2016年4月1日	1999年4月6日
口座開設者	20歳以上の居住者 ※成年年齢引下げ後は 18歳以上の居住者	20歳以上の居住者 ※成年年齢引下げ後は 18歳以上の居住者	0歳以上20歳未満の 居住者 ※成年年齢引下げ後は 18歳未満までの居住者	満18歳以上の居住者
非課税保有期間	<b>最長5年間 ⇒恒久化</b>	<b>最長20年間 ⇒恒久化</b>	<b>最長5年間 ⇒恒久化</b>	無期限
口座開設期間 （投資可能期間）	～2023年まで	2037年まで	～2023年まで	期限なし （2008年に恒久化）
対象商品	上場株式、公募株式投信	長期の積立・分散投資に 適した一定の投資信託	上場株式、公募株式投信	株式、債券、 投信、保険等
非課税対象	配当、譲渡益		配当、譲渡益 ※18歳まで払出制限あり	配当、譲渡益、利子
拠出限度額	年間120万円 （制度全体で600万円）	年間40万円 （制度全体で800万円）	年間80万円 （制度全体で400万円）	ISA制度全体で 年間20,000ポンドまで

- （注） 1. 成年年齢の引下げは2022年4月を予定。  
2. ISAの拠出限度額は2017課税年度の額。

# ◆ NISAの拡充・利便性向上等

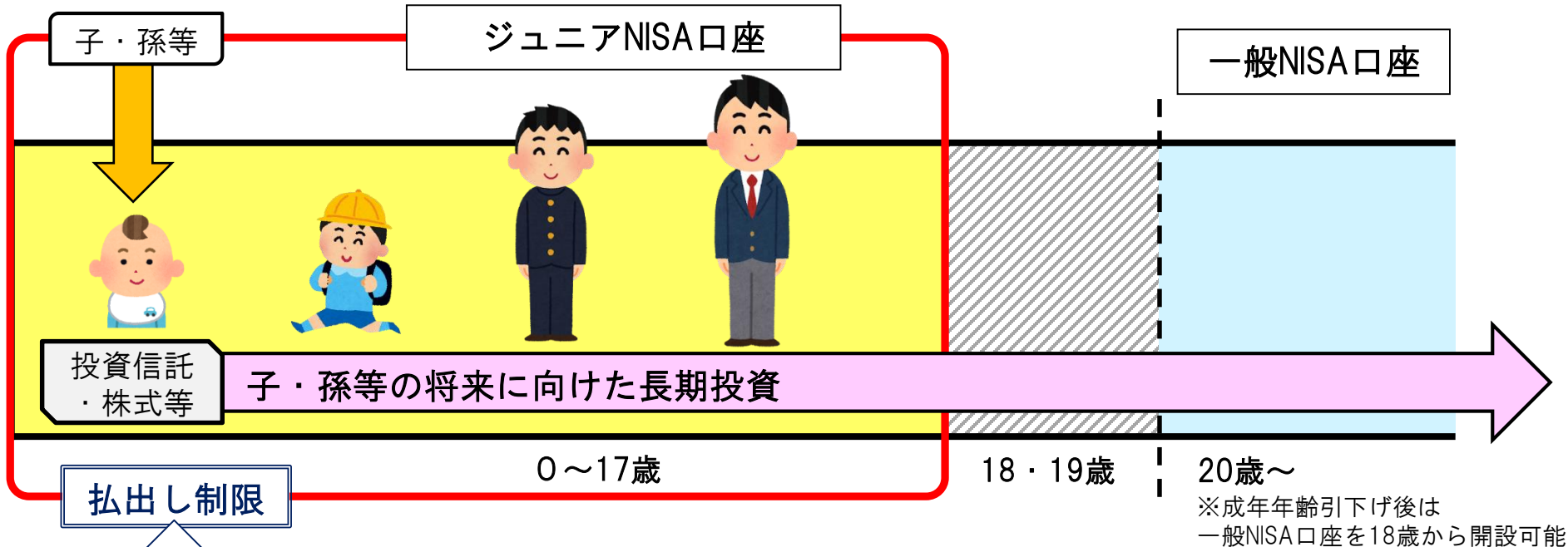
## 【要望】

ジュニアNISAの払出し制限の緩和及び贈与税の基礎控除額の特例等の措置を講じること



両親・祖父母等

ジュニアNISAでの投資を目的とした贈与  
⇒贈与税の基礎控除額の特例等（110万円とは別枠）の措置



基準年前の払出しは課税・口座廃止

例えば、進学時期で教育費支出が集中する6歳、12歳、15歳の1～3月期に限り払出しを認めてはどうか

## 【要望】

企業から支払われる職場積立NISAの奨励金を非課税とすること



## 【現行】

従業員から拠出された職場積立NISAの積立金に対して、奨励金を付与する企業もあるが、この奨励金も給与所得とみなされて所得税の課税対象となるため、奨励金に対する課税額分、従業員の手取りが減ってしまう

**【要望】 将来に備えた資産形成を多くの勤労者に取り組んでもらうためにも、一定の奨励金に対する非課税措置を講じ、制度の普及促進を図るべき**

## 未来投資戦略2018（2018年6月15日）

### [2] 大胆な規制・制度改革

#### 2. 投資促進・コーポレートガバナンス

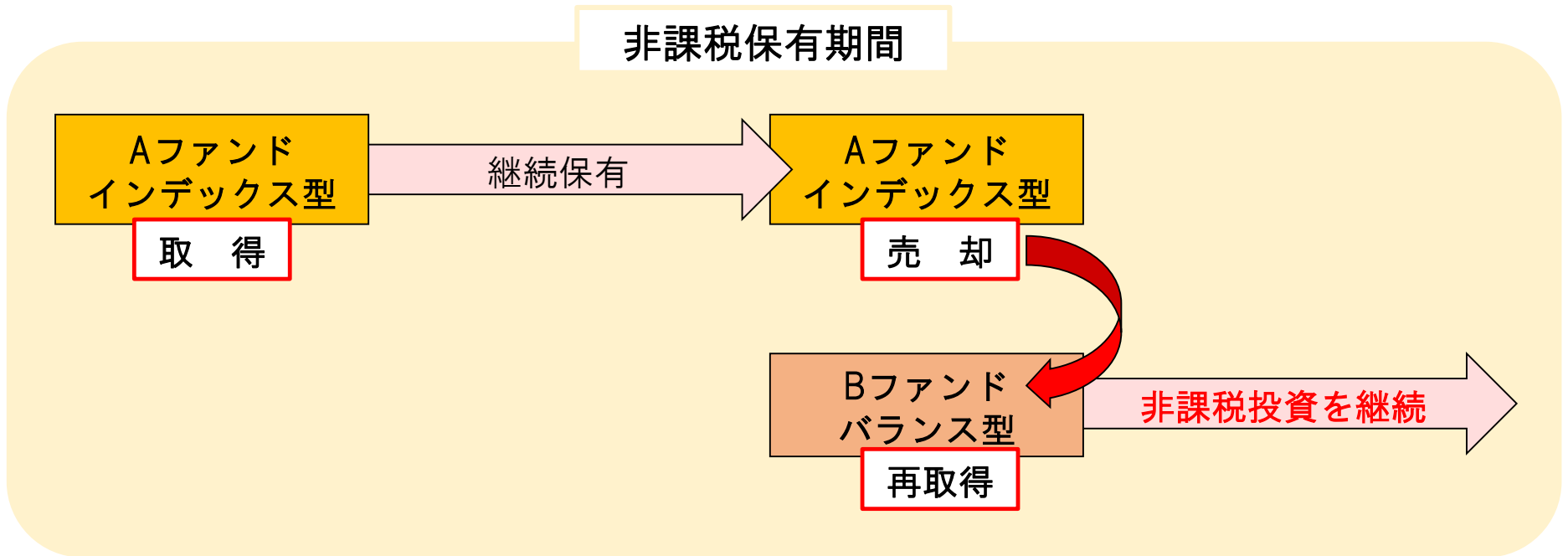
##### IV) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

##### ② 家計の安定的な資産形成の促進

- 本年1月にスタートしたつみたてNISAの普及や利用促進を図る観点から、利便性向上に向けた方策を検討するとともに、国民における職場環境の整備（「職場つみたてNISA」の導入）を促進する。また、スマートフォン等を情報源とする若年世代に対しても効果的に働きかけを行うため、新たな情報発信チャネルを通じた取組を進める。

【要望】

NISA口座内の上場株式等について、売却代金の範囲内でのほかの上場株式等の再取得を認めること



NISAで購入した商品の売却代金で他の商品を購入すれば  
引き続き非課税の恩典を受けることができるようにする

NISA口座の中での保有資産のリバランスを可能とする観点から、再取得を認めるべき

## ◆ 確定拠出年金制度の拡充等

### 【要望】

確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること

特別法人税	積立金に対して、1.173%(毎年) ～2020年3月末まで課税凍結
-------	---------------------------------------



### 【趣旨】

特別法人税を撤廃

### <参考> 確定拠出年金制度の各国比較

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出時	非課税 (所得控除)	非課税	非課税	非課税	非課税
運用時	課税 (特別法人税)	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	課税 (公的年金等控除、 退職所得控除)	課税	課税	課税 (収益部分)	課税

## 【要望】

確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること

### 拠出限度額の引上げ

#### 1. 企業型DC（現行）

被保険者	年間拠出限度額
他に企業年金なし	660,000円
他に企業年金あり	330,000円

#### 【要望】

所得代替率等を考慮のうえ、大幅な引上げが必要(収支に余裕のある時期に、余裕のない時期の積立不足を補える水準に引き上げる)

#### 2. 個人型DC（iDeCo）（現行）

被保険者		年間拠出限度額
自営業者		816,000円
会社員等	企業年金制度なし	276,000円
	企業型DC加入者 他に企業年金なし	240,000円
	企業型DC加入者 他に企業年金あり	144,000円
	DB加入者	
	公務員	
専業主婦・主夫		276,000円

#### 【要望】

- 所得代替率等を考慮のうえ、大幅な引上げが必要(収支に余裕のある時期に、余裕のない時期の積立不足を補える水準に引き上げる)
- 限度額を細分化せず、可能な限り統一するなどの合理化・簡素化を図るべき
- 特に2号被保険者について拠出限度額の引上げによる金額の統一を図ること

(参 考)	年間拠出限度額
米国401(k)プラン	61,000ドル (6,710,000円)
英国個人年金制度	40,000ポンド (6,000,000円)

米国401(k)プランでは、加入者及び事業主掛金の合計の拠出限度額は年額で最大61,000ドル、英国では拠出主体や利用制度にかかわらず、年間4万ポンド（一生涯で103万ポンド）と高い額が設定されている

(注) 1ドル=110円、1ポンド=150円換算。



**【要望】**

確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること

マッチング拠出の弾力化

現行では会社の掛金を上回ることができず、加入者掛金の水準が会社の掛金に左右され、使い残しが生じてしまう

現 行	月間拠出限度額 (27,500円)	要 望
使い残し		
加入者の掛金 (0~8,500円)		加入者の掛金 (0~19,000円)
会社の掛金 (例：8,500円)		会社の掛金 (例：8,500円)

会社の掛金に関わらず、合計で月間拠出限度額まで加入者拠出を可能とする

中途引出要件の緩和

現 行	60歳まで原則払出不可
-----	-------------



要 望	災害等のやむを得ない事情のみ 中途払出を認める
-----	----------------------------

加入者資格喪失年齢の引上げ

現 行	20歳以上60歳未満
-----	------------



要 望	公的年金の支給開始年齢等と合わせ、 65歳の者まで確定拠出年金に 加入可能とする（掛金の拠出を認める）
-----	---

【要望】

確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること

老齢給付金受給要件の緩和

通算加入期間に関わらず60歳から受給可能にすべき  
もしくは、要通算加入期間を2分の1にすべき

現行	通算加入期間	10年以上	8年以上	6年以上	4年以上	2年以上	2年未満
	受給可能年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳



要望	通算加入期間	5年以上	4年以上	3年以上	2年以上	1年以上	1年未満
	受給可能年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

## (参考) 個人型確定拠出年金 (iDeCo) の加入拡大に向けた事務手続きの簡素化

### 【問題意識】

- ◆ iDeCoは金融商品としては小口の取引であり、それに比して煩雑な事務手続きが、その普及のハードルになっている。国民に老後へ備えるための手段が広く平等に普及するためには、iDeCoにおける事務手続きを簡素にする必要がある。



### 【制度改善要望事項】

iDeCoにおける事務手続きは、マイナンバーを活用することにより、一定の簡素化が図られると想定される。具体的には以下のスキームが考えられるのではないかと

### 【具体的なスキーム案：日本年金機構におけるマイナンバーの利用を参考】

- ① 国基連等において基礎年金番号とマイナンバーを紐づけて管理等を行う
- ② 加入の申込みにマイナンバーを利用する（金融機関が別に管理しているものも利用可能）

国民年金基金連合会 御中 届書コード 01011		事務処理センター用	
<b>個人型年金加入申出書</b> 1枚目			
●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。●太特内に必要事項をボールペンで、はっきり、分り易くご記入ください。●選択項目の□にはし点をください。●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入のうえ、訂正印を押印してください。			
1. 申出者 全ての加入申出書をご記入ください。 ▼加入者自ら署名			
フリガナ	ネンキン	イデコロウ	基礎年金番号
氏名	年金	一郎	1234-567890
住所	〒123-4567	東京都〇〇区△△1-23-456	ビル
			3456-7890

記載ミスや分からないことが多い基礎年金番号からマイナンバーの利用へ

- ③ 国基連等がJ-LISの本人確認情報を利用することにより、加入者による住所変更の手続き等を不要にする



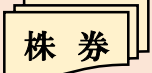
## Ⅱ 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

### ◆ 上場株式等の相続税評価等の見直し

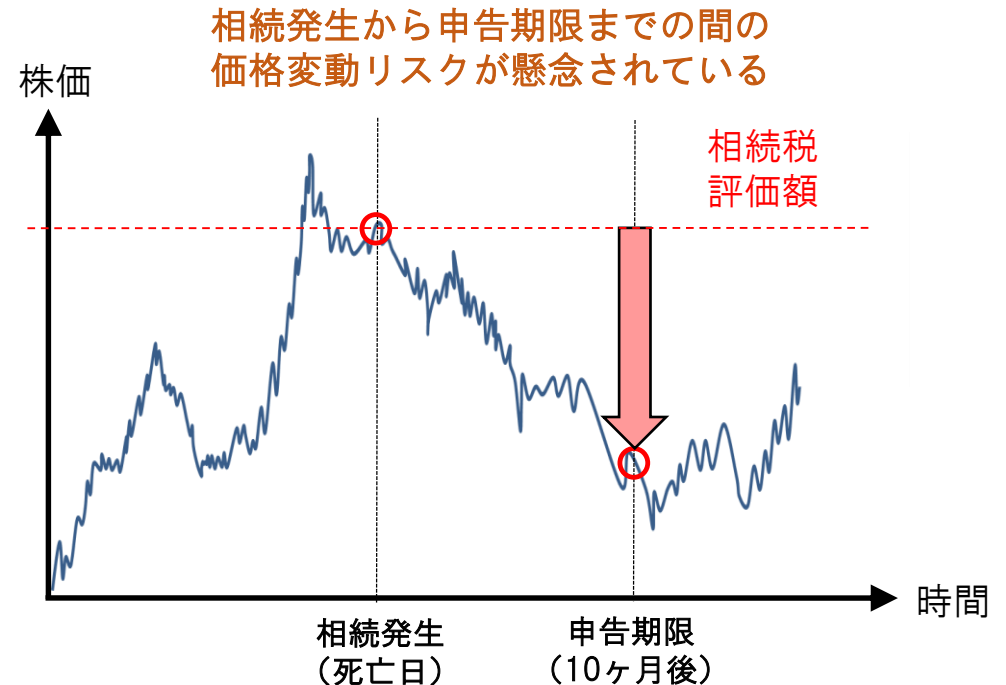
#### 【要望】

上場株式及び公募株式投資信託の相続税評価額を見直すこと

#### 相続税評価額

 土地	路線価 (1月1日)	公示地価(時価) の80%程度
 建物	固定資産税 評価額 (3年毎に算定)	建築費(取得費) の50~70%
 上場株式	時価 (取引所終値) (毎日算定)	時価(※) の100%

※死亡日の株価  
(又は当月・前月・前々月の平均株価)



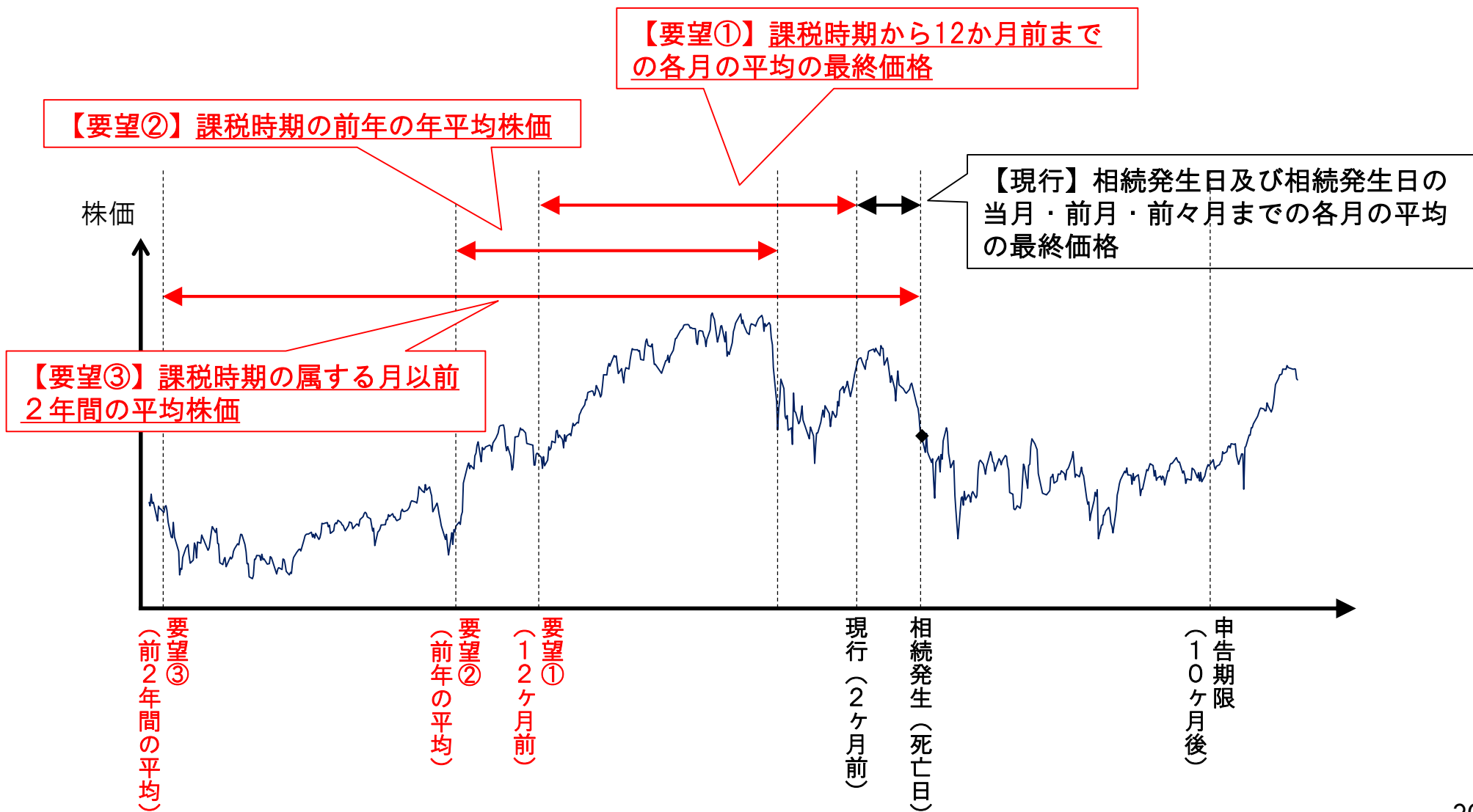
**上場株式等は価格変動リスクが他の資産に比べて大きいことから  
評価の安全性の観点から相続税評価額を見直すべき**

【日本再興戦略2016 2016年6月2日閣議決定】

上場株式等にかかる相続税の取扱いについては、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きく、他の資産と比較しても不利なため、国民の資産選択に歪みを与えているとの指摘がある。こうした状況は安定的な資産形成を働きかける上でマイナス要因となりかねないため、改善を検討する。

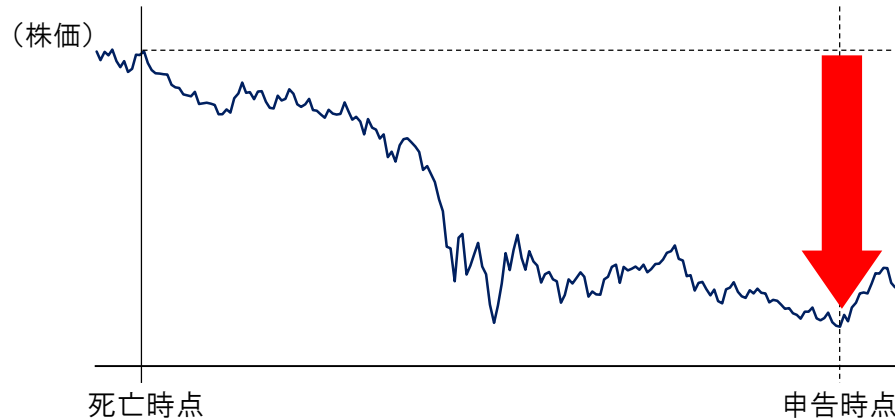
**【要望】**

例えば、上場株式等の相続税評価額について、評価の安全性に配慮し、現行よりも長い期間の株価まで評価の対象に含めること



## 【要望】

急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式及び公募株式投資信託について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること



例えば、申告時点の株価が相続発生(死亡)時点の価格から50%以上下落していた場合には、下落後の価格を相続税評価額とする

○ 相続発生時には上場していたものの相続手続き中に会社更生法申請によって納付の時点で価値を喪失していたケースの救済を求めた裁判で、相続開始後の株価の恣意的操作のおそれをあげて、相続開始後の株価の変動を考慮しないこととしている現行の取り扱いは合理的と判示されている（1987年9月29日大阪高判、その後最高裁で確定）。

○ このようなケースを一般的に救済するには、立法措置による解決が必要ではないか。

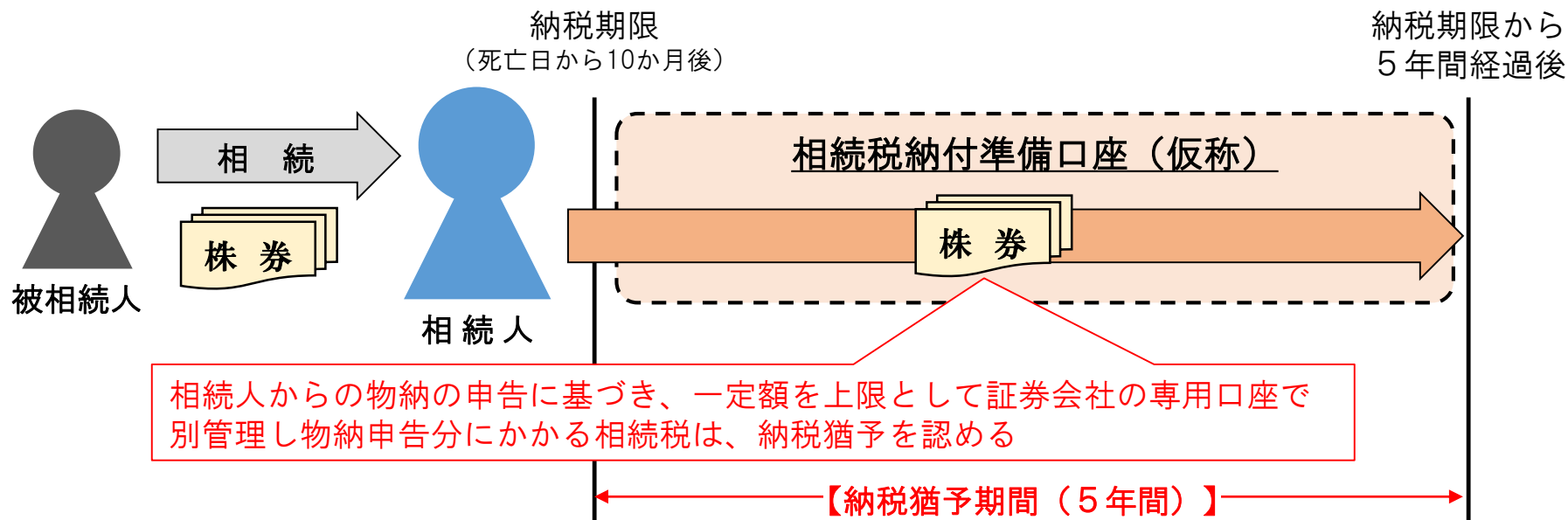
(注) 2017年度税制改正により、上場株式等に係る物納財産順位の引上げが行われた。

相続税の納税資金が不足している場合には、上場株式等による物納が可能。

なお、上場株式等を物納する際の収納価額は、原則として相続税評価額と同額（死亡時の時価）とされているため、仮に会社更生手続き中の会社の株式などで価格が下落している場合であっても、物納の申請時に上場が維持されていれば、相続税評価額（死亡時の時価）での物納が可能であり、救済になりうる。

## 【要望】

世代を通じた上場株式等の保有が相続によって中断されないようにするため、被相続人が保有していた上場株式等について、相続人の申告により、相続税納付準備口座（仮称）への入庫を認め、当該上場株式等が当該口座において保有されている間（例えば5年間）は、当該上場株式等に係る相続税の納税を猶予すること



- 猶予期間中に相続税額を納付すれば、専用口座からの出庫・売却・出金が可能
- 猶予期間終了までに相続税額を納付しなかった場合は、専用口座内の上場株式等が物納される

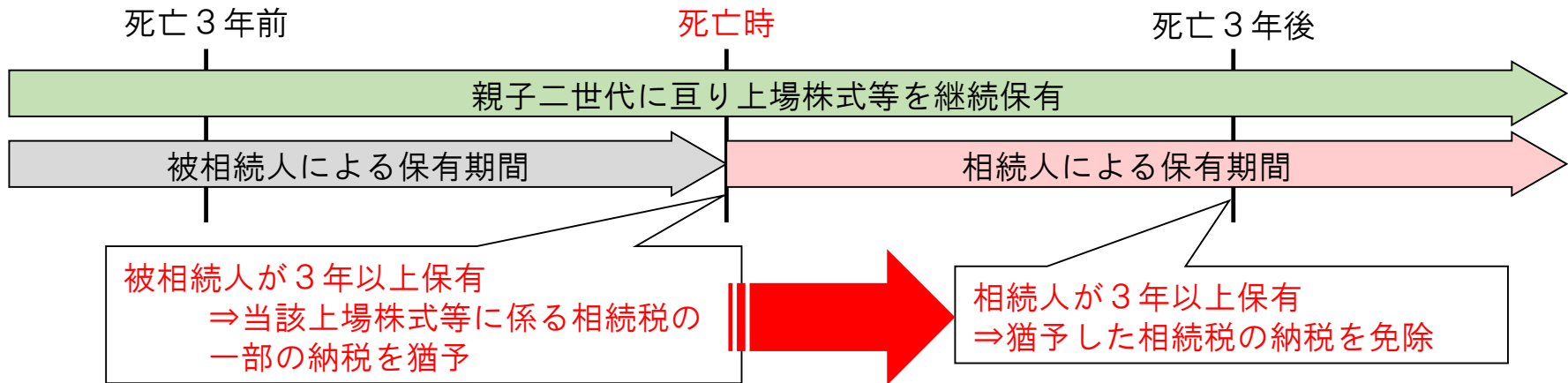
(参考) 物納等有価証券の異動状況【年度中の増加】

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
数量 (千株)	31,624	8,054	4,338	974	1,185	4,248	71	1,566	253
台帳価格 (億円)	341	195	67	10	2	254	0	16	6

(出所) 財務省 財務総合政策研究所

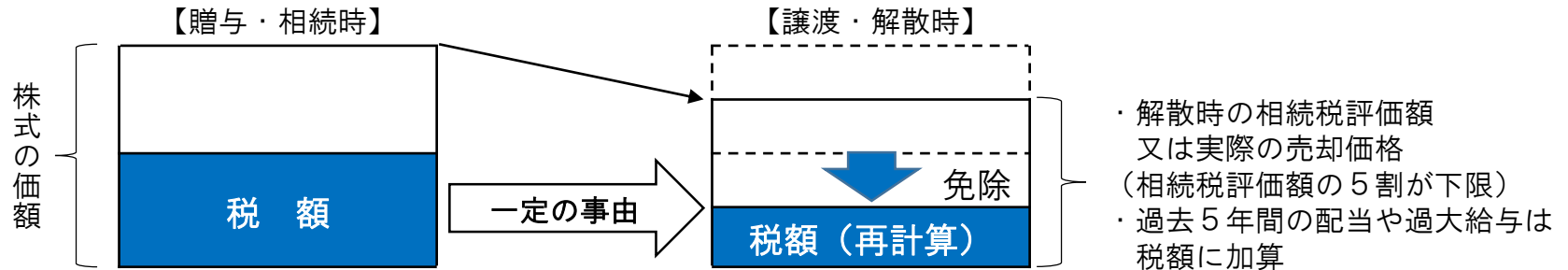
## 【要望】

世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するための措置を講じること



### (参考) 事業の継続が困難な事由が生じた場合の納税猶予額の免除について (特例措置)

特例経営 (贈与) 承継期間の経過後に、事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合※1に特例措置の適用に係る非上場株式等の譲渡等をした場合は、その対価の額 (譲渡等の時の相続税評価額の50%に相当する金額が下限になります※2。) を基に相続 (贈与) 税額等を再計算し、再計算した税額と直前配当等の金額との合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合には、その差額は免除されます (再計算した税額は納付)。



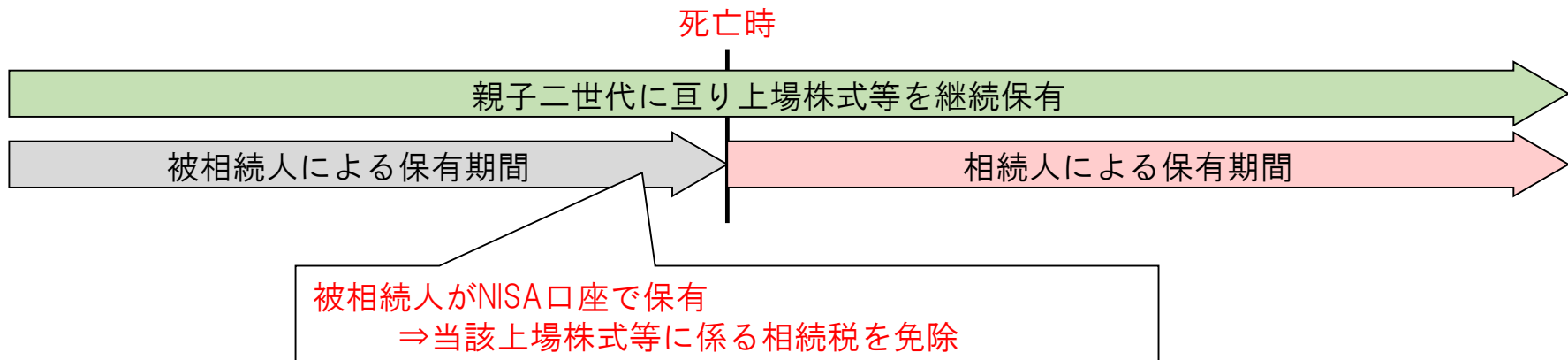
※1 ①過去3年間のうち2年以上赤字の場合、②過去3年間のうち2年以上売上減の場合、③有利子負債 $\geq$ 売上の6か月分の場合、④類似業種の上場企業の株価が前年の株価を下回る場合、⑤心身の故障等により後継者による事業の継続が困難な場合 (譲渡・合併のみ)

※2 譲渡等から2年後において、譲渡等の時の雇用の半数以上が維持されている場合には、実際の対価の額に基づく税額との差額は、その時点で免除されます。

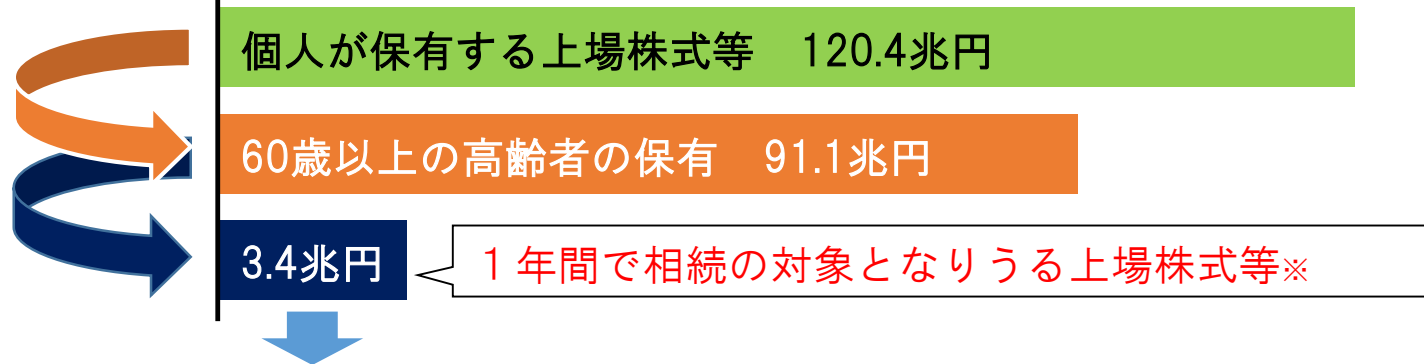


## 【要望】

世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するための措置を講じること



(参考) 60歳以上が保有する家計金融資産の推計について



- 3.4兆円分の上場株式等が、相続をきっかけに売却される可能性がある
- こうした「株離れ」が進展すれば、リスクマネーの供給が減り日本経済全体が停滞することに繋がりがかねない

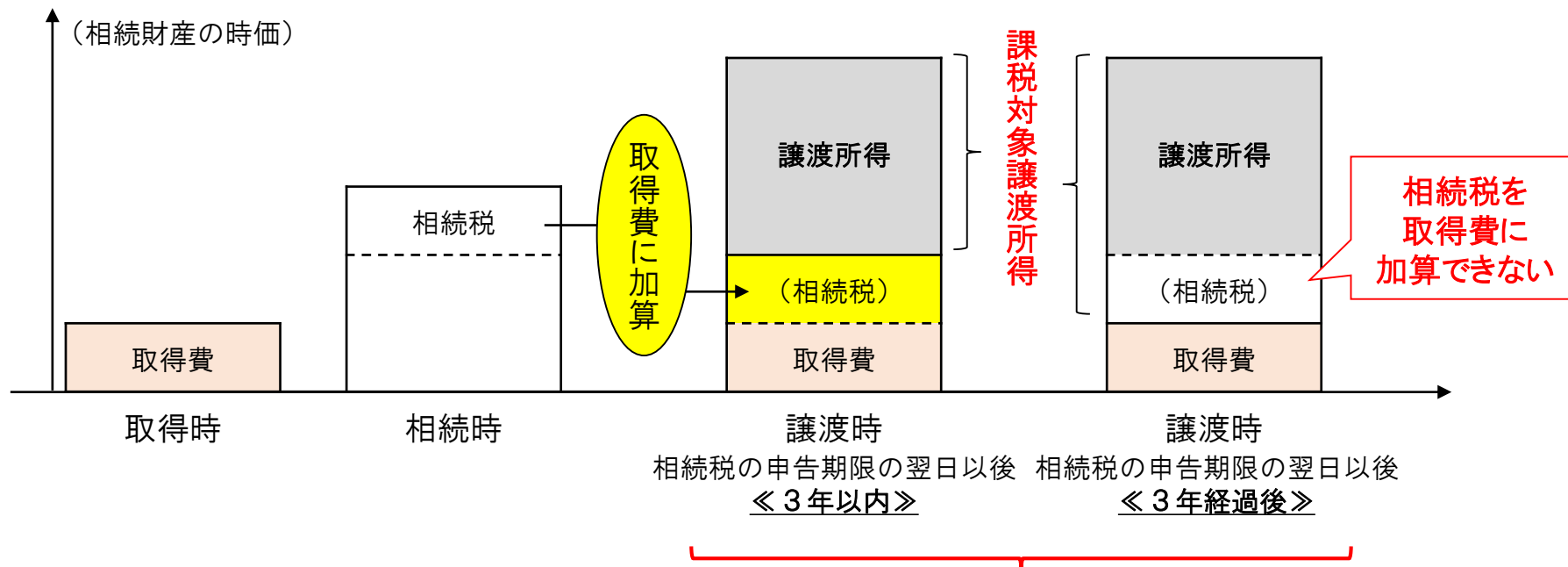
(注) 第22回簡易生命表より60歳以上の高齢者が1年以内に死亡する確率を試算(3.75%)して算出。

(出所) 日本取引所グループ、投資信託協会、総務省、厚生労働省データより日本証券業協会試算。

### 【要望】

相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること

○相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例（イメージ）

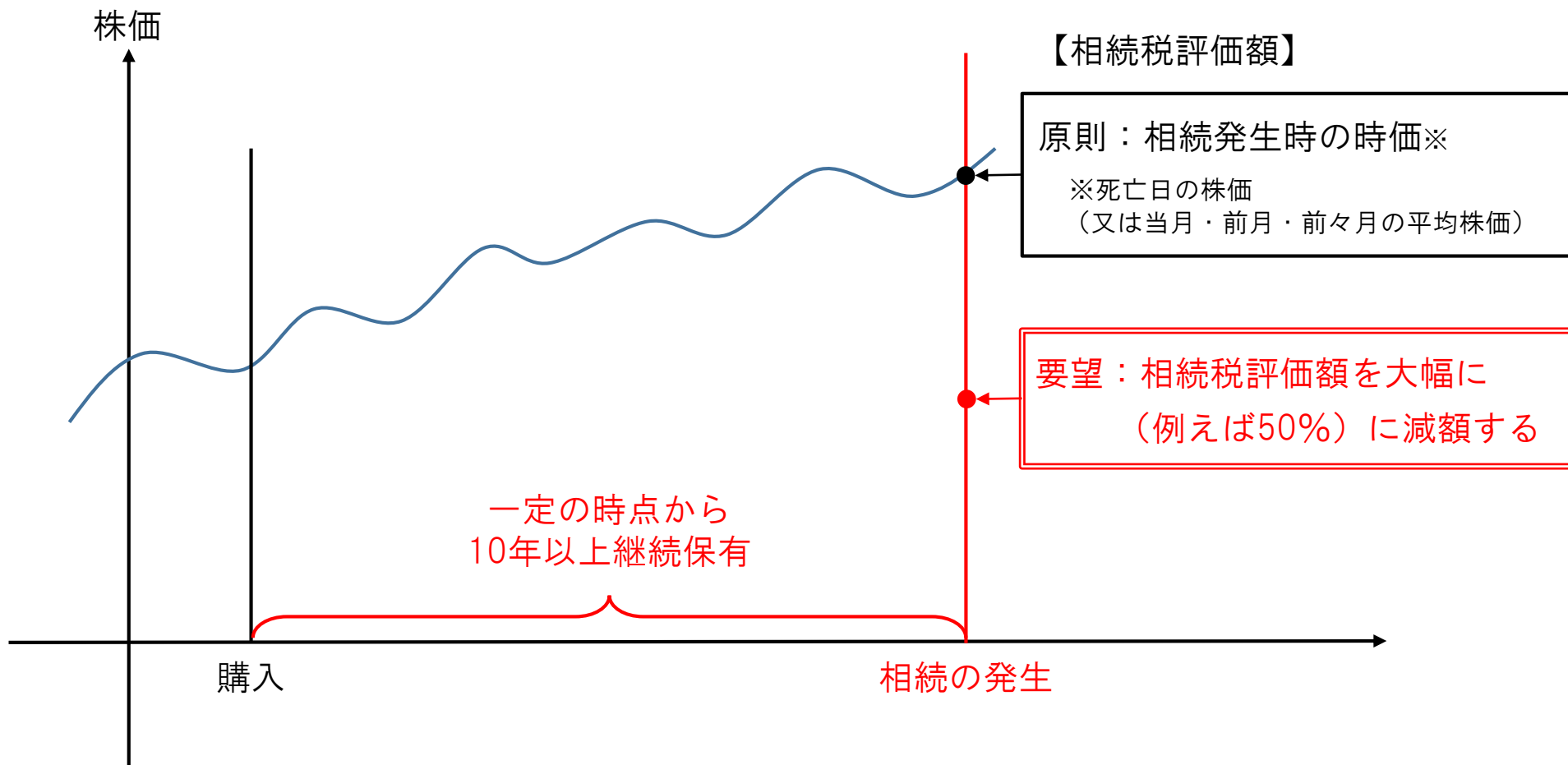


(要望) 相続税の申告期限の翌日以後3年以内とする  
適用要件を撤廃すること

- (注) 1. 取得費加算が可能な額は、相続財産の売却によって発生した譲渡益の額までである。  
2. 取得費加算の特例措置を受けるには確定申告の手続きを行う必要がある。

**【要望】**

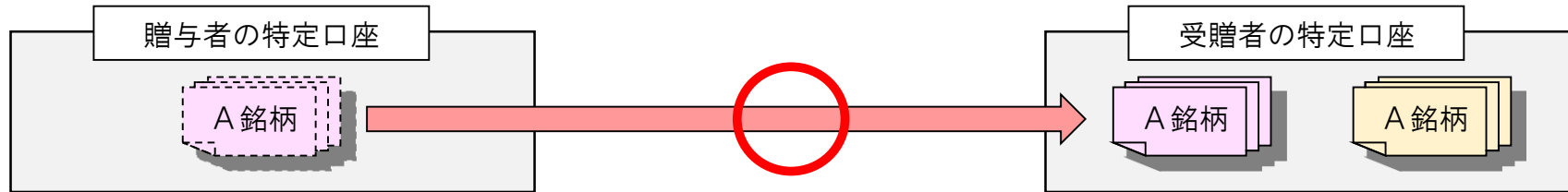
上場株式等を一定の時点から10年以上継続保有して相続が発生した場合には、相続税評価額を大幅に（例えば50%）減額する措置を講じること



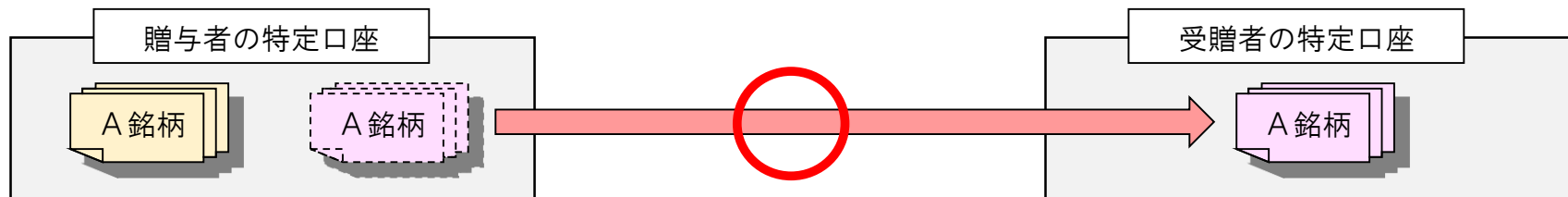
## ◆ 特定口座間贈与の制限撤廃

### 【要望】

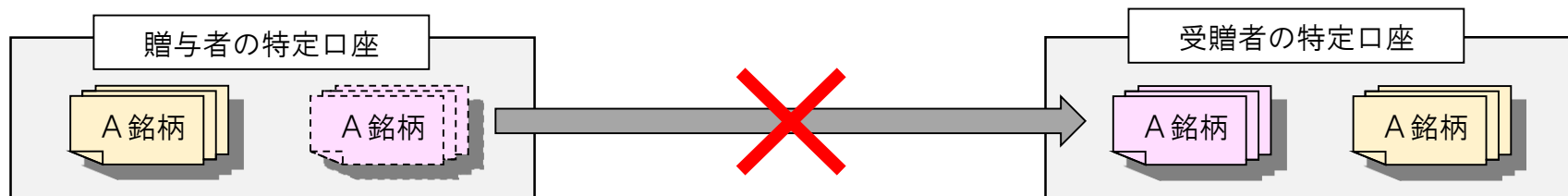
特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること



受贈者が同一銘柄を保有していても、贈与者が当該銘柄を全部贈与すれば、移管は**可能**



受贈者が同一銘柄を保有していなければ、贈与者が当該銘柄を一部贈与する場合でも、移管は**可能**



受贈者が同一銘柄を保有しており、贈与者が当該銘柄を一部贈与する場合、移管は**不可**

世代間の資産移転に大きな弊害となっていることから  
特定口座間の一部贈与の制限を撤廃すべき

### Ⅲ 市場への継続的な成長資金の供給を促進するための税制措置

#### ◆ 金融所得課税一体化の促進等

##### 【要望】

デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めるとともに、特定口座での取扱いを可能とすること（注1、2）

注1 現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る損益や私募外国投資信託等の配当等を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること

注2 実施するにあたっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

#### 金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス
上場株式・ 公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・ 公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離⇒申告分離	28年1月～ 非課税⇒申告分離
デリバティブ取引等	申告分離	
預貯金等	源泉分離	-

現在、損益通算が認められている範囲

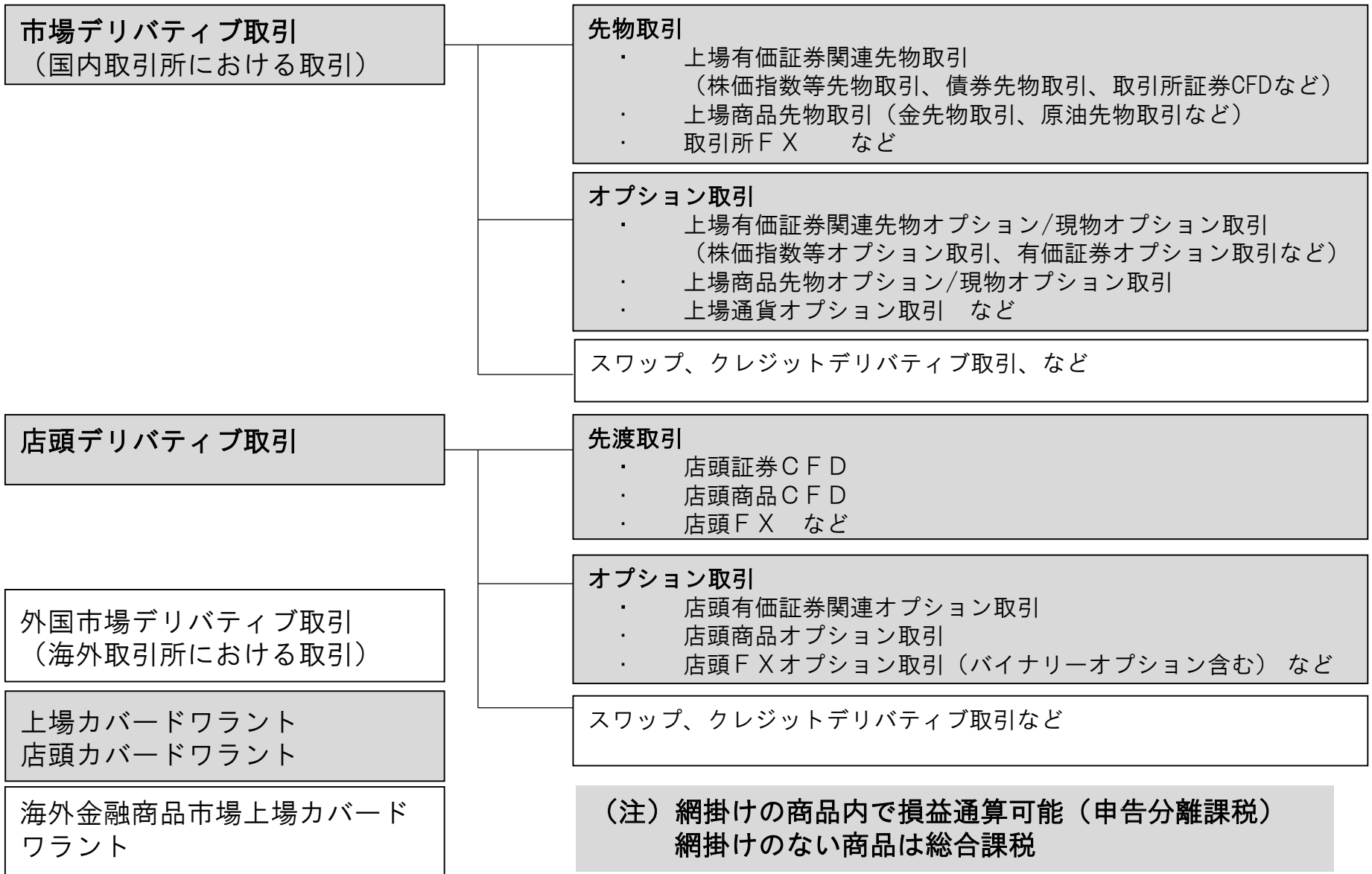
損益通算の範囲をデリバティブ取引等や預貯金等にまで拡大

#### 特定口座での取扱い

	特定口座での取扱い
上場株式・公募株式投信	可能
特定公社債・公募公社債投信	可能
デリバティブ取引等	対象外

特定口座での取扱いを可能とする

## (参考) デリバティブ取引の範囲の概要



## (参考) 先物取引等の申告分離課税導入時期

申告分離課税導入時期	申告分離課税の対象となった先物取引等の差金等決済
平成13年4月1日以後	<p>商品関連の市場デリバティブ取引            (商品市場において行われる現物先物取引、現金決済型先物取引、商品指数先物取引、商品オプション取引、商品の実物取引のオプション取引)</p>
平成16年1月1日以後	<p>有価証券関連の市場デリバティブ取引            (有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引)</p>
平成17年7月1日以後	<p>通貨関連の市場デリバティブ取引            (通貨等先物取引、金利等先物取引、金融オプション取引)</p>
平成22年1月1日以後	<p>上場カバードワラント</p>
平成24年1月1日以後	<p>商品関連の店頭デリバティブ取引            (商品市場及び外国商品市場によらないで行われる、現物先物取引、現金決済先物取引、指数先物取引、オプション取引、指数現物オプション取引)</p> <p>有価証券関連の店頭デリバティブ取引            (金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行われる、先渡し取引、指標先渡し取引、オプション取引、指標オプション取引)</p> <p>店頭カバードワラント</p>

# (参考) 与党税制改正大綱における「金融所得課税一体化」に関する記述

## 与党 平成25年度 税制改正大綱 (抄) (平成25年1月24日)

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、対象に公社債等を含める今回の改正を踏まえつつ、総合的な取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。

## 与党 平成26年度 税制改正大綱 (抄) (平成25年12月12日)

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。

## 与党 平成27年度 税制改正大綱 (抄) (平成26年12月30日)

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。

## 与党 平成28年度 税制改正大綱 (抄) (平成27年12月16日)

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

## 与党 平成29年度 税制改正大綱 (抄) (平成28年12月8日)

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家の多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

## 与党 平成30年度 税制改正大綱 (抄) (平成29年12月14日)

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家の多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

## 与党 平成31年度 税制改正大綱 (抄) (平成30年12月14日)

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家の多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。



## 【要望】

金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること

### 【2016年度税制改正大綱（自民党・公明党）】

金融所得に対する課税のあり方については、法人実効税率の引下げも踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、検討する

### 【2017年度税制改正大綱（自民党・公明党）】

金融所得に対する課税のあり方について、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、必要な検討を行う

### 【2018年度税制改正大綱（自民党・公明党）】

金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援するとともに税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する

### 【2019年度税制改正大綱（自民党・公明党）】

金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援するとともに、所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する

## 金融所得の税率の引上げは、格差是正のための政策としては国民の納得感が得られないのではないか

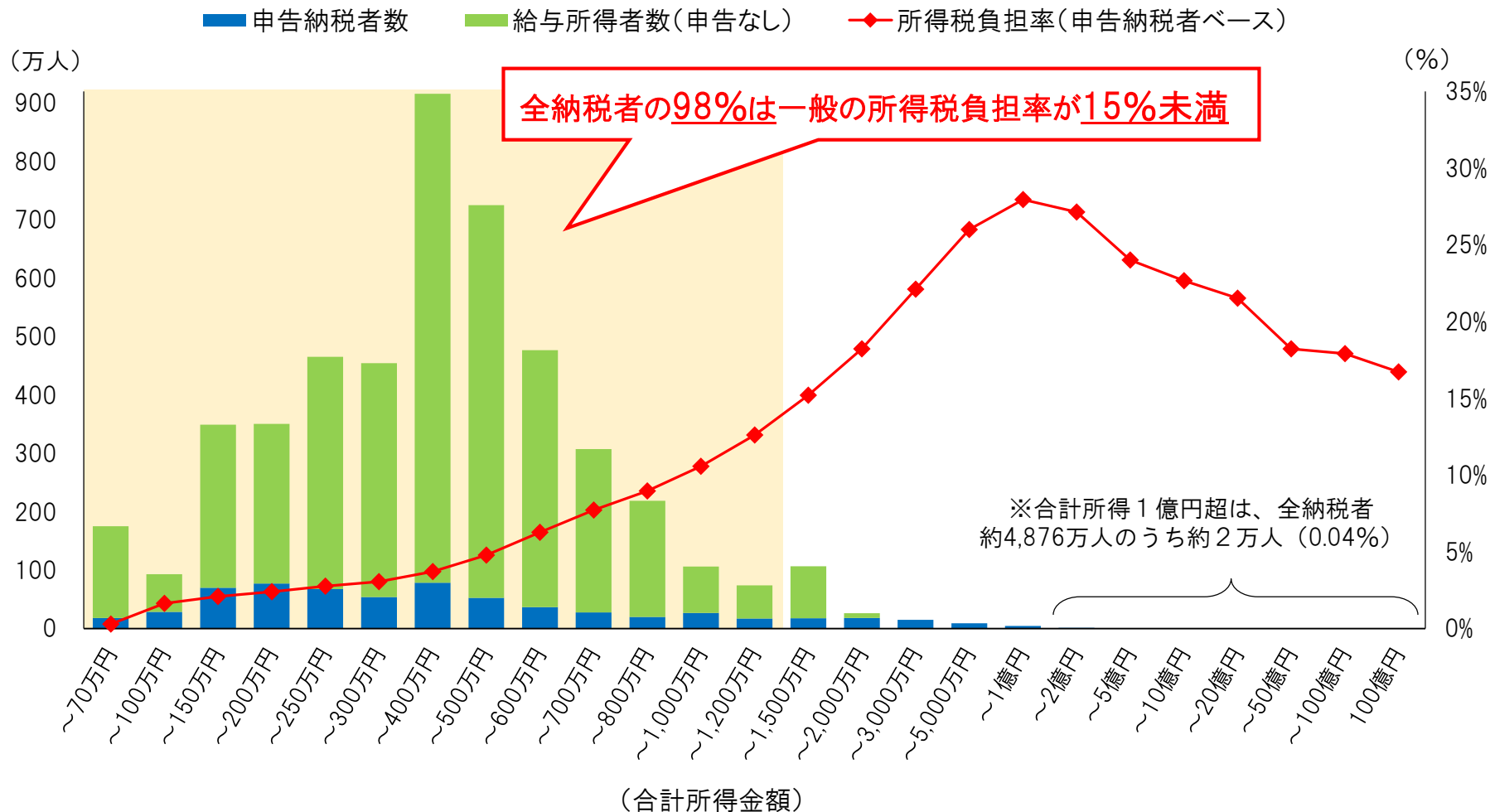
- 国税15%という税率は、全納税者(申告納税者+申告なしの給与所得者)の約98%(約4,800万人)にとって、勤労所得等の一般の所得税負担率より高いものとなっている。  
⇒金融所得は殆どの国民にとって「重税」。金融所得の税率引上げは「大衆増税」になるのではないか
- 金融資産保有額が多い層は、収入を年金に依存している高齢者が中心  
⇒税率引上げにより、特に年金に依存している高齢者に与えるダメージが大きいのではないか

## 配当に支えられている家計の金融所得が損なわれ、成長と分配の好循環に水をさし、デフレ脱却にも障害となるのではないか

- 長引くデフレ下で家計所得は減少傾向ないし伸び悩み。その中で金融所得(利子、配当等)は主として金利の低下により減少(なお、足元では配当が利子を上回り、金融所得の柱)

## (参考) 金融所得の税率と一般税率(所得税)とのバランス

- ◆ 金融所得の税率は、所得水準にかかわらず一律(国税15%、地方税5%)。
- ◆ 国税15%という税率は、全納税者(申告納税者+申告なしの給与所得者)の約98%(約4,800万人)にとって、勤労所得等の一般の所得税負担率より高いものとなっている

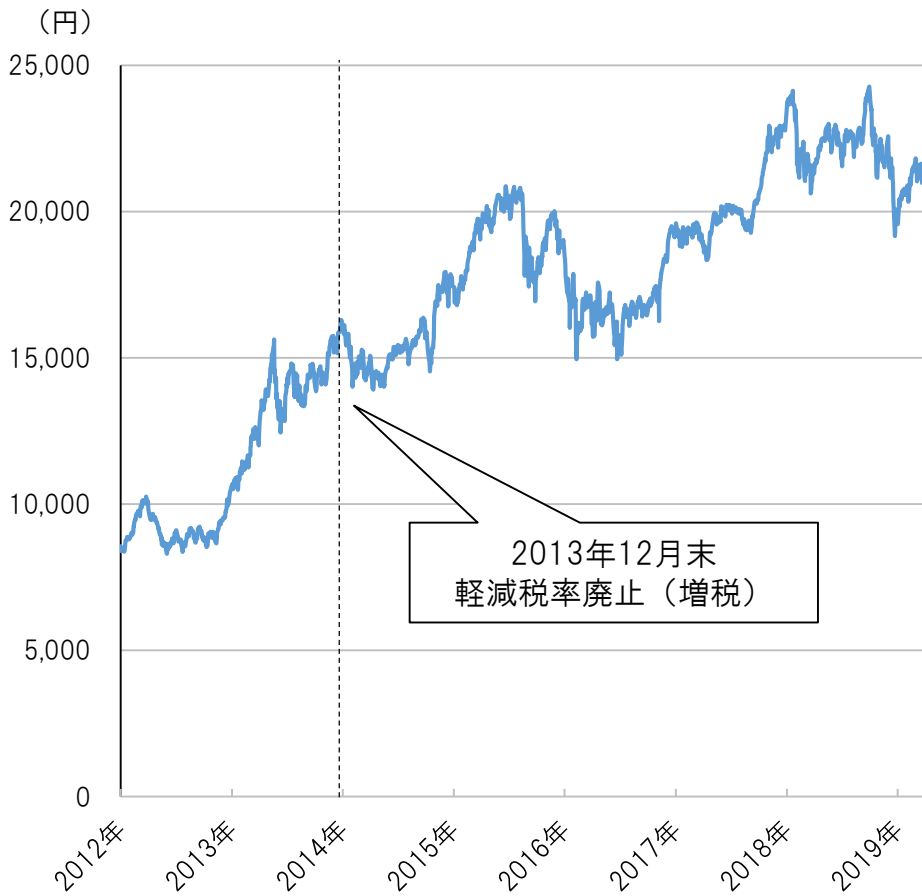


(出所) 国税庁「民間給与実態統計調査(平成29年分)」および「申告所得税標本調査(平成29年分)」をもとに日証協試算。

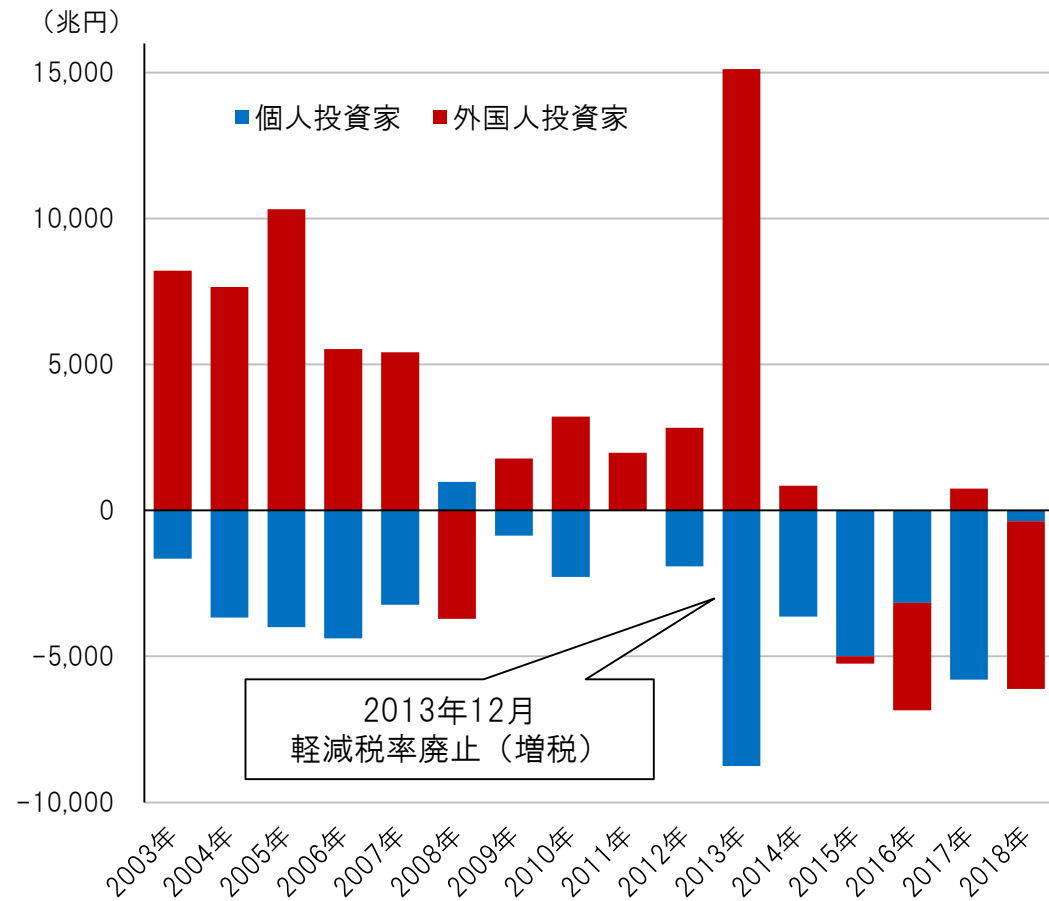
## (参考) 軽減税率廃止(2013年)の影響

- ◆ 2013年末の軽減税率廃止(増税)の際は、アベノミクスを受けた外国人投資家の日本株買い等の影響もあり、株式の大幅な下落は見られなかった。
- ◆ 一方で、個人投資家においては、年間約9兆円の売越し(過去最大の売越し)。

### 日経平均株価の推移



### 株式売買の動向



(出所) 日本取引所グループ「投資部門別売買状況」より日証協作成

# (参考) 株価とキャピタルゲインの税込試算(税率を一律20%として当てはめ)

◆ キャピタルゲイン税収は、株価等の株式市場の状況に大きく左右される。税率を引き上げても、株価等に影響があれば減収となる可能性。(株式市場の状況によっては、インカムゲインの増収を相殺して金融所得課税全体として減収となる可能性も。)



上場株式等の譲渡所得に係る税収額 (国税+地方税) 税率を一律20%として当てはめ※1	2,760 億円	1,860 億円	4,460 億円	9,227 億円	6,173 億円	1,427 億円	1,027 億円	1,400 億円	1,313 億円	822 億円	920 億円	2,812 億円	7,588 億円
上場株式等の譲渡所得 (※2)	13,800 億円	9,300 億円	22,300 億円	46,133 億円	30,867 億円	7,133 億円	5,133 億円	7,000 億円	6,567 億円	4,110 億円	4,600 億円	14,060 億円	37,940 億円
(参考)日経平均株価の年度平均値	11,321円	13,561円	16,392円	16,011円	10,860円	9,976円	9,951円	9,183円	9,612円	14,407円	16,253円	18,855円	17,519 円

※1 2013年12月までは軽減税率(10%)が適用されていたが、一律20%で試算。

※2 総務省「地方団体の歳入歳出額の見込額」における「株式等譲渡所得割」から算出。

## ● 種類株の活用支援

### 【要望】

国内金融商品取引所に上場する企業が発行する種類株式のうち、その募集が公募により行われている非上場株式について、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例及び譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること

対象非上場株式の例  
AA型種類株式  
【日本・トヨタ自動車】

株主に中長期にわたって株式を保有してもらうことを目的に発行  
そのため、取得してから5年間は自由に売買することはできない  
5年を経過したAA型種類株式は、普通株式に1対1で転換するか、発行価格で買い戻してもらうか、あるいは、継続して保有するかのいずれかの選択をすることができる

## ◆ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

### 【要望】

上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間(現行3年間)を延長すること

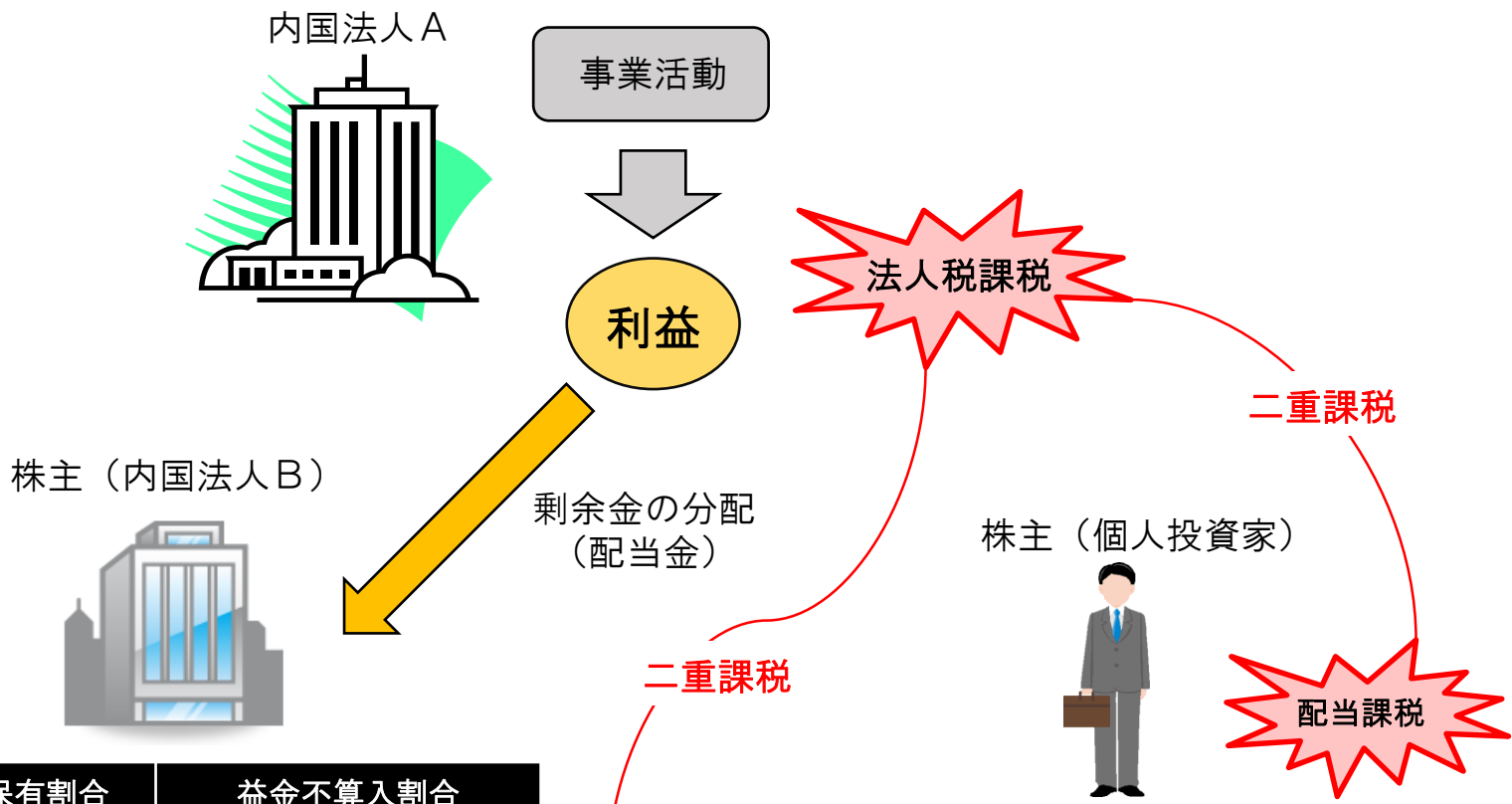
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
年間譲渡損益	▲500万円	なし	なし	なし	300万円	▲100万円
前年からの繰越譲渡損失	なし	▲500万円 (1年目)	▲500万円 (2年目)	▲500万円 (3年目)	0円	0円
翌年への繰越譲渡損失	▲500万円	▲500万円	▲500万円	0円	0円	▲100万円
相殺後の課税対象譲渡所得	0円	0円	0円	0円	300万円	0円

【現行制度】2018年分の500万円の譲渡損失は確定申告により翌年以降3年間(2021年まで)の繰越が可能

【問題点】上図のように500万円の譲渡損失が生じた翌年以後3年間に利益がなく、4年目(2022年)に生じた300万円の利益に対して損失の繰越控除ができない

# ◆ 配当の二重課税の排除

**【要望】**  
 配当の二重課税排除の徹底を図ること



A社株式保有割合	益金不算入割合
3分の1超	100%
5%超～3分の1以下	50%
5%以下	20%

法人税課税

○配当金への課税は、本質的に二重課税  
 ⇒ **【要望】** 二重課税排除の徹底を図るため  
 例えば、課税標準額を受取配当額の  
 2分の1とすること

## ◆ エンジェル税制の拡充

### 【要望】

エンジェル税制の適用要件を緩和するとともに、企業と投資家の橋渡し役となる認定業者の対象範囲を拡大すること

### 【現行】

#### 企業要件

##### < 優遇措置 A >

- 設立後 3 年未満の中小企業
- 営業キャッシュフローが赤字

##### < 優遇措置 B >

- 外部の資本 1/6 以上受入れ
- 常勤の従業員が最低 1 名以上

#### 認定業者の追加と権限拡大

- 投資事業有限責任組合のみ経済産業大臣の認可を受けることが可能
- 認定組合経由の投資については優遇措置 B の要件緩和

#### 手続き面

- 届け出書類が複雑なほか、インターネット上での投資契約等に対応できていない

### 【改正要望】

#### 企業要件

##### < 優遇措置 A >

- **設立後 5 年未満**の中小企業に拡大すること
- 営業キャッシュフローの**赤字要件を撤廃**すること

##### < 優遇措置 B >

- **外部の資本 1/10 以上**受入れに緩和すること
- **常勤の要件を撤廃**すること

#### 認定業者の追加と権限拡大

- 認定対象に**第一種少額電子募集取扱業務を行う者を追加**すること
- 認定組合経由の投資について、**優遇措置 A でも要件緩和**を行うこと

#### 手続き面

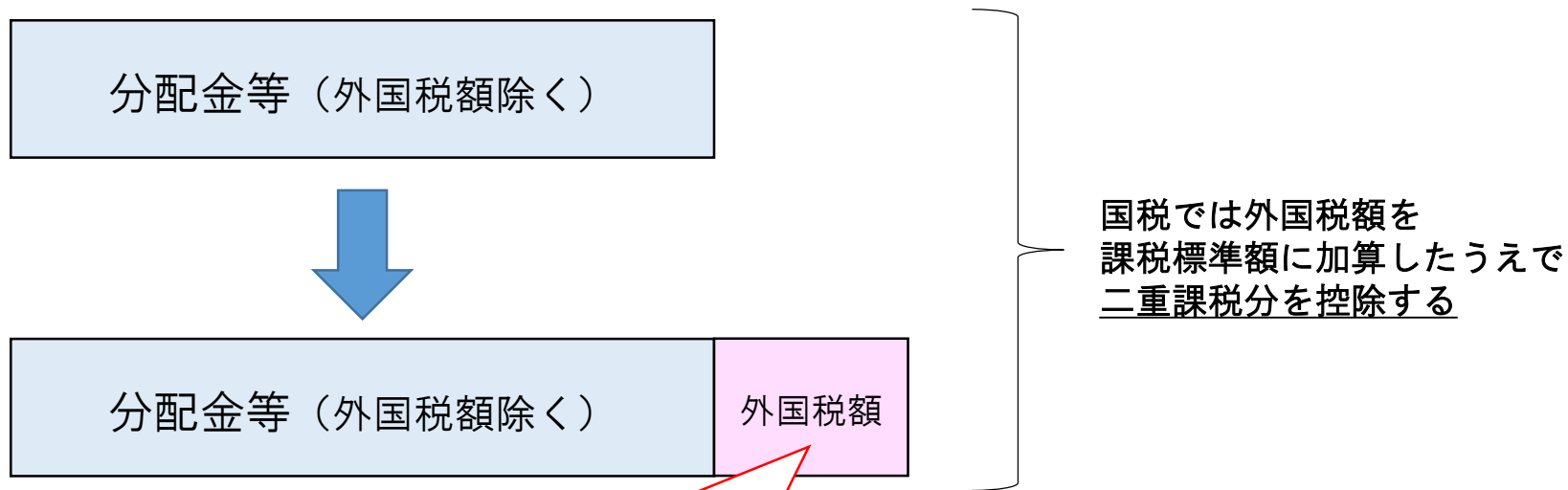
- **申請負担の軽減策**を講じること

## ◆ 投資信託・投資法人制度等の拡充

### 【要望】

投資信託等に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと

- 投資信託等に係る外国税額控除制度のイメージ



地方税の課税標準額は国税に準じるが  
地方税については外国税額控除制度が存在しないため  
加算された外国税額分だけ地方税の負担が増してしまう



## 【要望】

上場インフラファンドにおける導管性要件の特例を延長又は恒久化すること

### ○現状及び問題点

- 2015年4月「上場インフラファンド市場」開設。
- 10年以内に再生エネルギー発電施設を総資産の50%未満とすること（いわゆる「10年要件」）は2016年度税制改正において20年以内までと期間が延長されている。
- 2017年度税制改正において再生エネルギー発電施設の取得期限の時限措置（2017年3月末まで）が3年間延長。

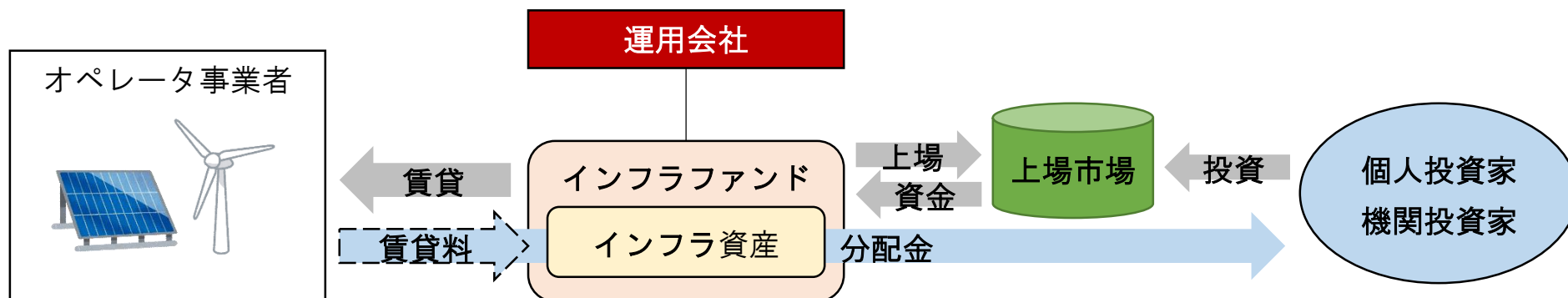
## 【現状】

投資法人は、再生エネルギー発電施設を2017年3月末までに取得すること（3年時限措置）

- 2017年度税制改正により「2017年3月末→2020年3月末」に延長

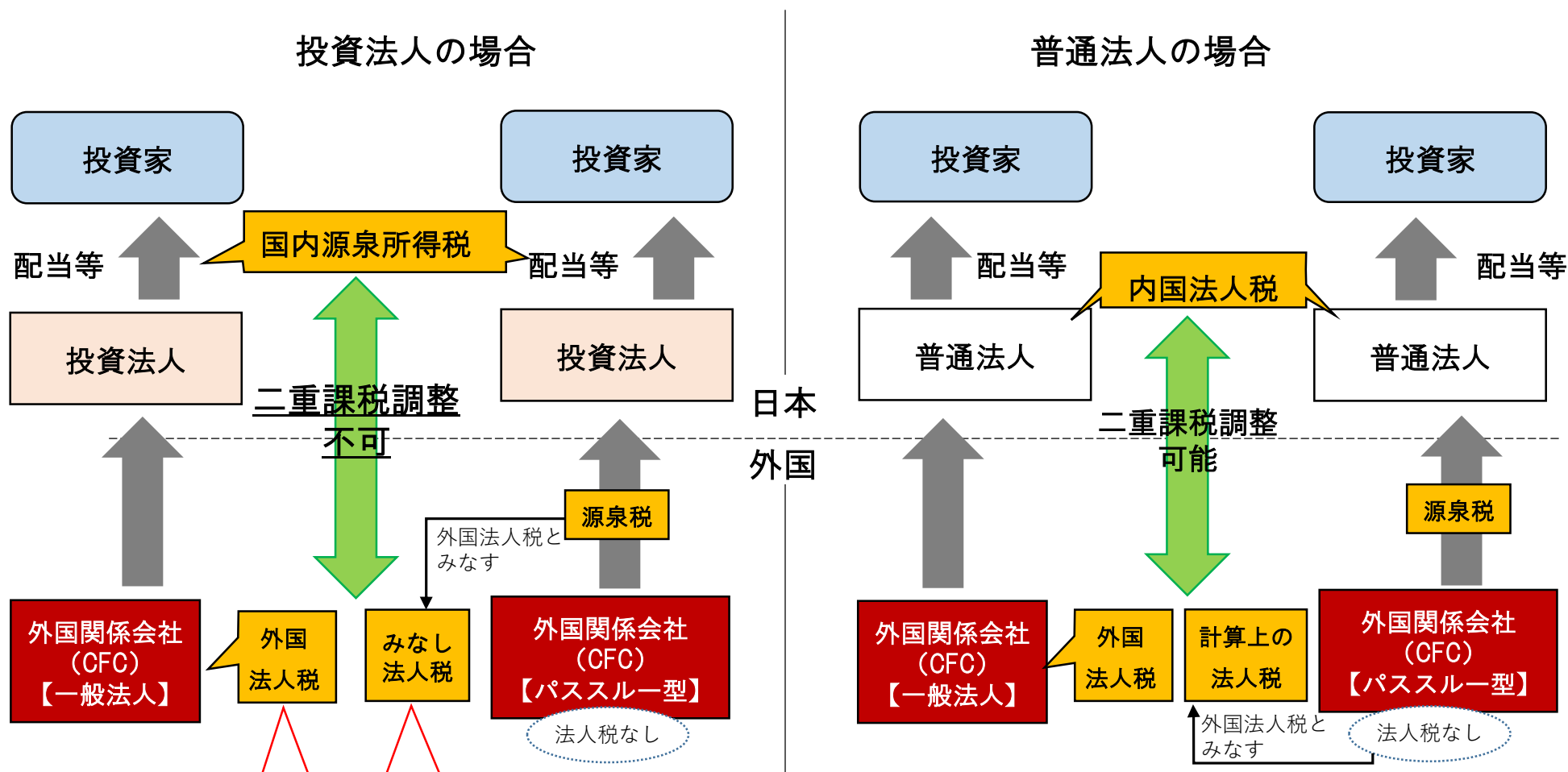
## 【要望】

2020年3月末までとされている再生エネルギー発電設備の取得時限を延長又は恒久化すること



### 【要望】

投資法人に外国子会社合算税制が適用される場合に、投資家において、二重課税調整（外国税を控除する仕組み）ができるよう所要の措置を講じること



### 【要望】

- 投資法人の外国関係会社が負担する外国法人税について国内源泉所得税からの控除の対象とすること  
なお、当該外国関係会社が、現地法人税が実質的に課されず、源泉税のみが課される事業体である場合には、当該源泉税を外国法人税とみなして、二重課税調整の対象とする。（パススルー型やペイスルー型）
- また、外国関係会社からの配当に対して外国で課された源泉税についても、二重課税調整の対象とする。

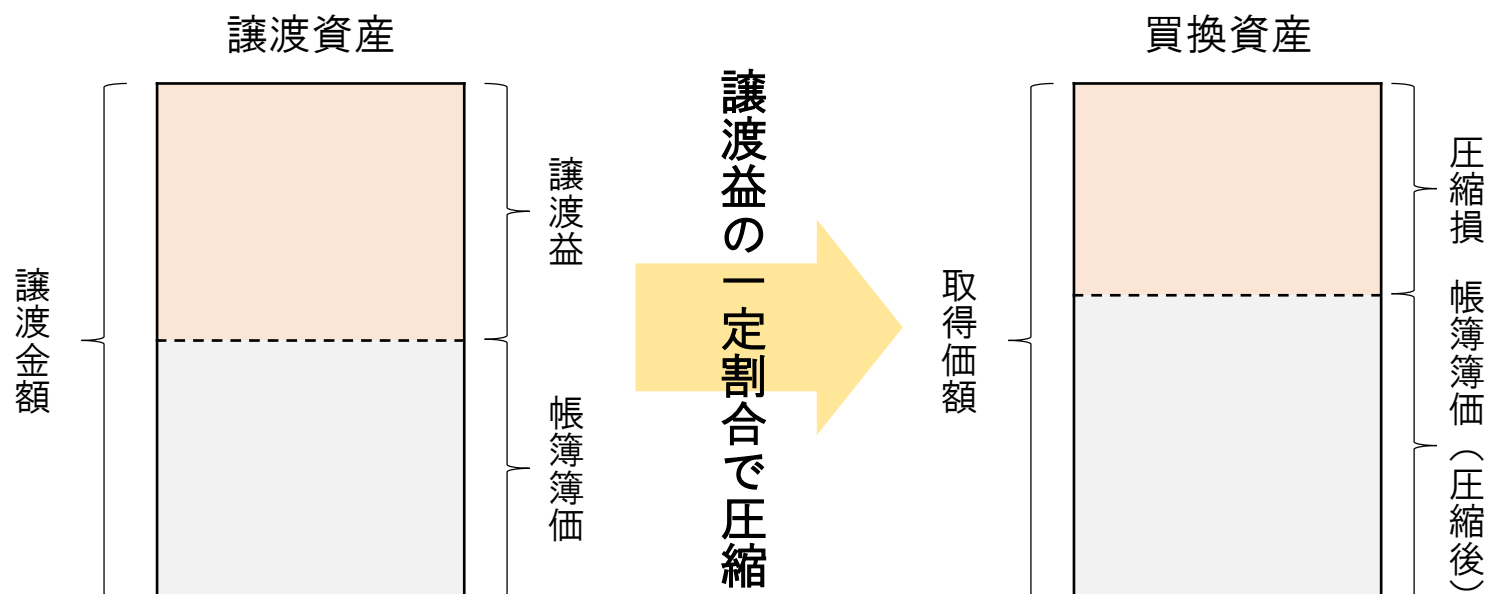
## 【要望】

土地流動化促進等のための長期保有資産（土地等・建物等で、所有期間が10年超のもの）に係る買換え特例措置を延長すること

### <長期保有資産の買替え特例措置>

個人又は法人が一定の要件を満たした事業用資産（不動産）を譲渡し、その譲渡から1年以内に一定の要件に該当する資産を取得した場合であって、当該取得資産をその取得の日から1年以内に事業の用に供した場合において譲渡益の一定割合の範囲内で当該取得資産の帳簿価額について圧縮記帳を行うことができる特例措置について、2020年3月31日をもって日切れとなるため、延長を要望する。

#### ○圧縮記帳の概要

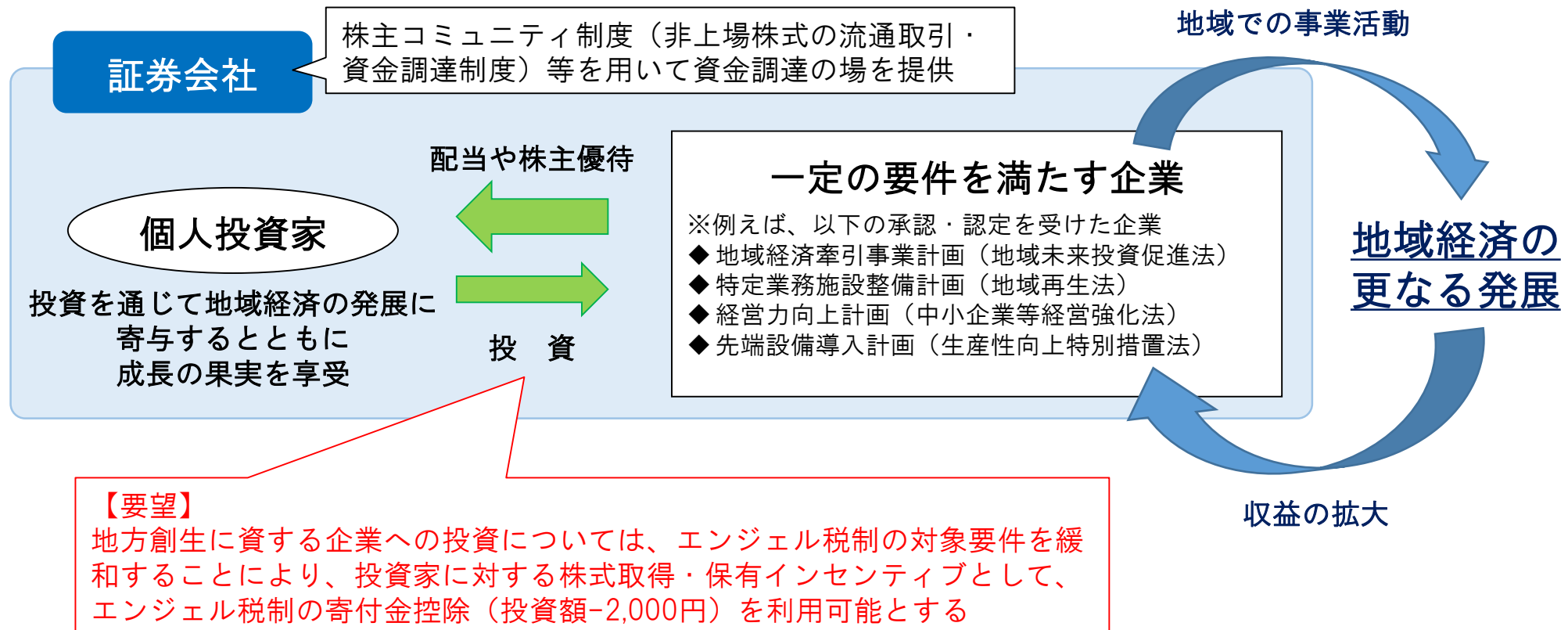


## IV 地方創生のための税制措置

### ● 地方創生に貢献する企業が発行する株式への投資に対する税制優遇措置の創設

#### 【要望】

地方創生に貢献する企業が発行する株式への投資について税制上の恩典を与えること  
(例えば、一定の要件を満たす企業が発行する株式への投資について、個人投資家の所得税・住民税から特別な控除を可能とすること)



## (参考)政府方針との関連

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）

平成30年12月21日  
閣議決定

### 3. 政策パッケージ

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢あふれた地域経済実現に向けた総合的取組

D地域企業の経営体制の改善・人材確保等

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-D-② リスク性資金の充実に向けた環境整備

地方に投資を呼び込み、生産性が高く活力に溢あふれた産業を取り戻すためには、地域企業の経営改善・ガバナンスの強化が進められるとともに、収益化まで息の長いプロジェクトに十分な資金を供給するため、リスク性資金の充実が重要である。（中略）

また、証券会社やプライベートエクイティファンド等に対しても、それぞれの機能をいかした取組を促す。

さらに、中長期的に民間が自律的に資金を供給することを目指し、官民の金融に関わるプレイヤーが、適切に役割分担し、企業側の多様な需要に応えられるような資金供給パターンを数多く作り上げていくよう促す

平成29事務年度 金融行政方針

平成29年11月10日  
金融庁

### 3. 金融商品取引業者

(1) 証券会社

(前略) 地域証券会社の中には、「株主コミュニティ制度」を活用し、地域に根ざした企業の資金調達や株式の換金・新規投資の機会を提供することで、地域経済の発展に寄与しているところも見られるところであり、同制度を周知するとともに、地域企業にリスクマネーを供給する取組みを促していく。

## V SDGs（持続可能な開発目標）推進のための税制措置

### ● 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資に対する税制優遇措置の創設

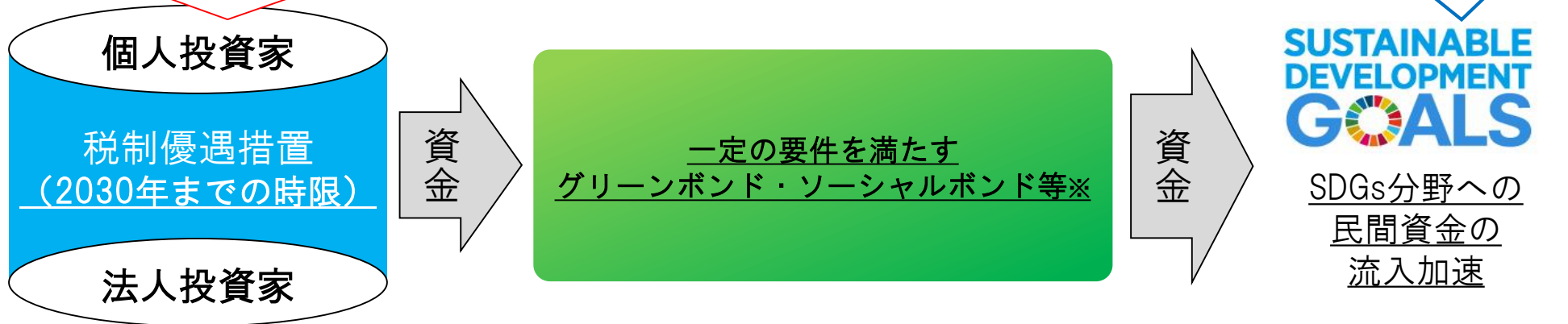
#### 【要望】

社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人投資家については所得税・住民税、法人投資家については法人税において、特別な控除を可能とする制度を創設すること）

#### 【例（債券の場合）】

#### 【要望】

例えば、年末時点で保有している対象債券についてその残高額の1%を所得控除として与える



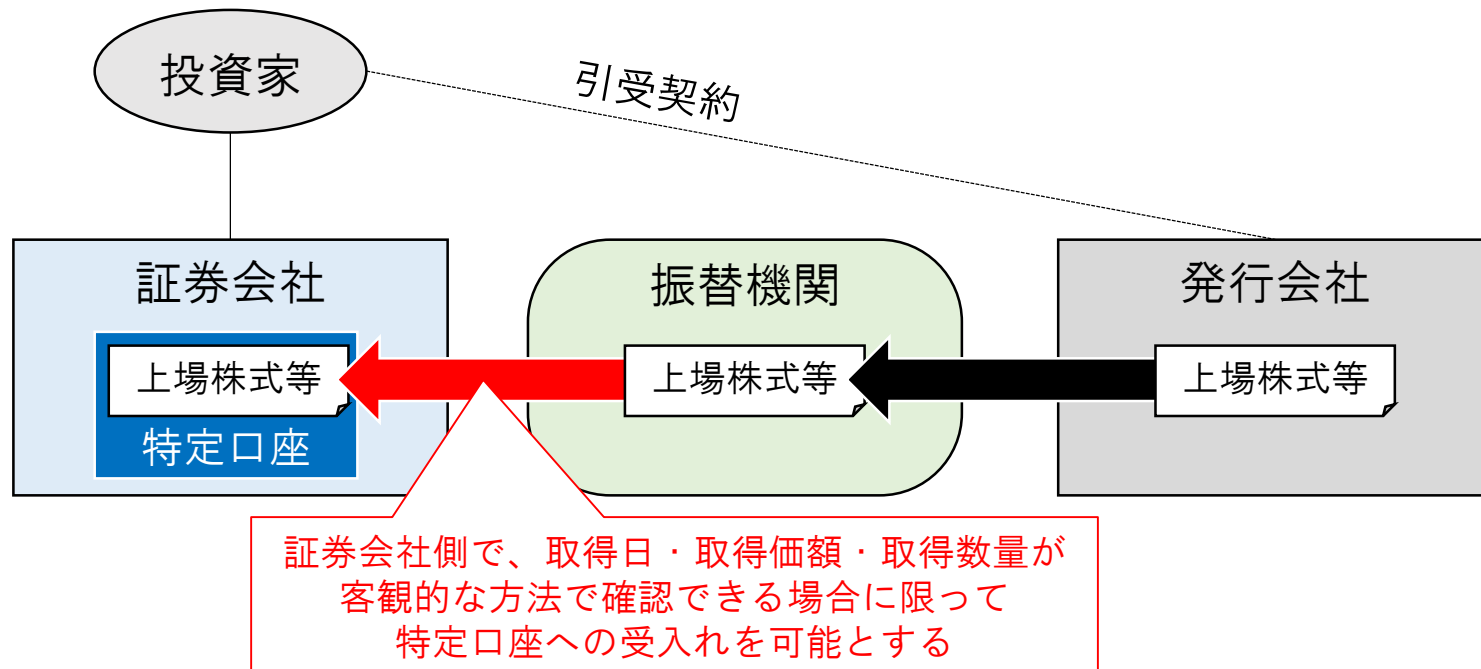
※ 一定の要件（税制適格債券の基準）とは、例えば、政府関係機関が発行する資金使途が一定の社会的責任投資に限定されている債券や、地方公共団体及び事業会社が、環境省や国際資本市場協会（ICMA）が公表しているグリーンボンド原則等に沿って発行する公募債等が考えられる。なお、税制適格債券に係るものとして、調達資金の使途等に関し政府または第三者機関による認証を得られること等が考えられる。

◆ 特定口座の利便性向上

【要望】

振替機関等を通じて金融商品取引業者がその取得日等を一定の客観性をもって確認できる方法で取得する上場株式等について、その取得時に特定口座への受入れを可能とすること

○ 第三者割当増資のケース

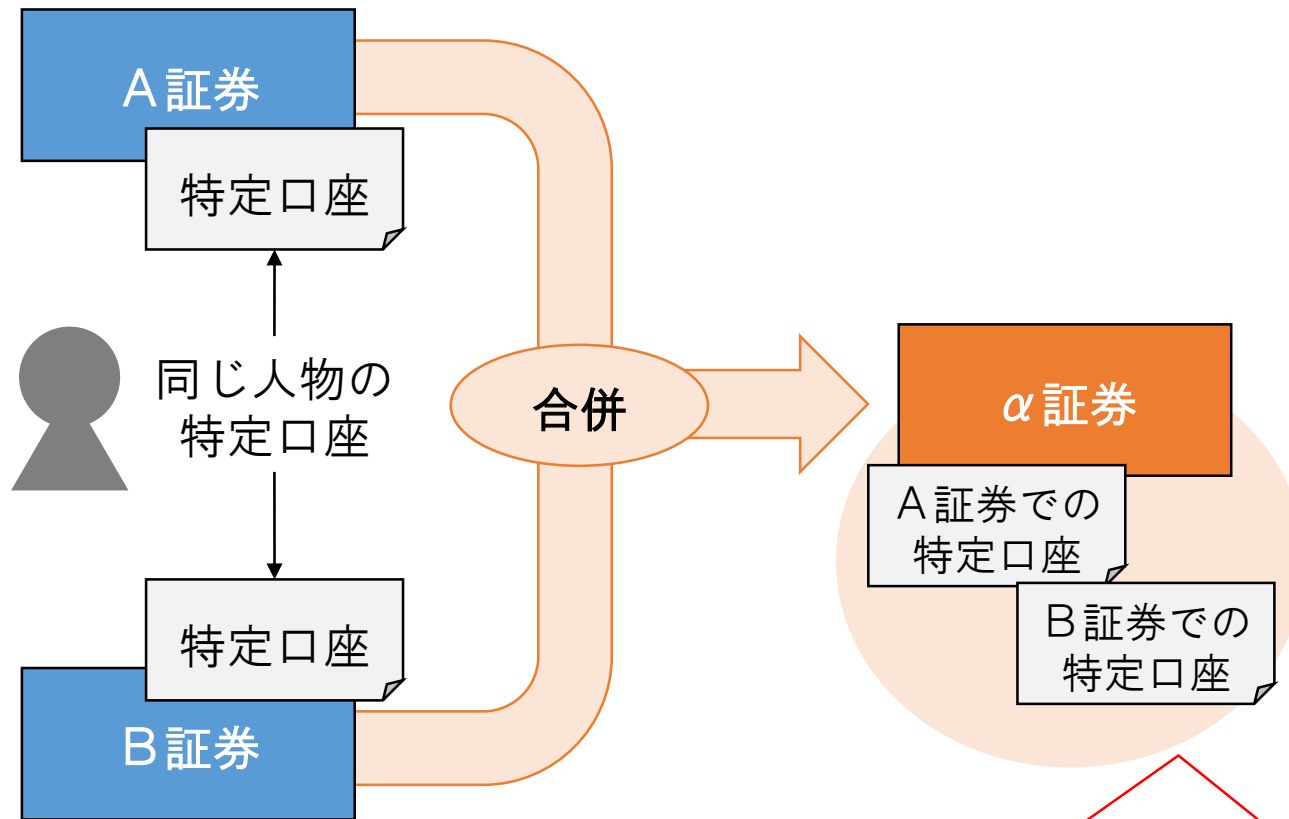


○上記以外に本要望の対象となることが想定されるケース

- 改正会社法（2020.4.1施行予定）によって新たに認められる、役員の労務出資により交付される上場株式等
- 非上場株式に係る取得請求権の行使等により取得する上場株式等（例：トヨタ A A 型種類株式）
- 海外の振替機関等を通じて交付される上場株式等

**【要望】**

事業の譲渡、合併又は分割により、金融商品取引業者等において特定口座が複数開設された状態を解消するための一定の猶予期間等を設けること



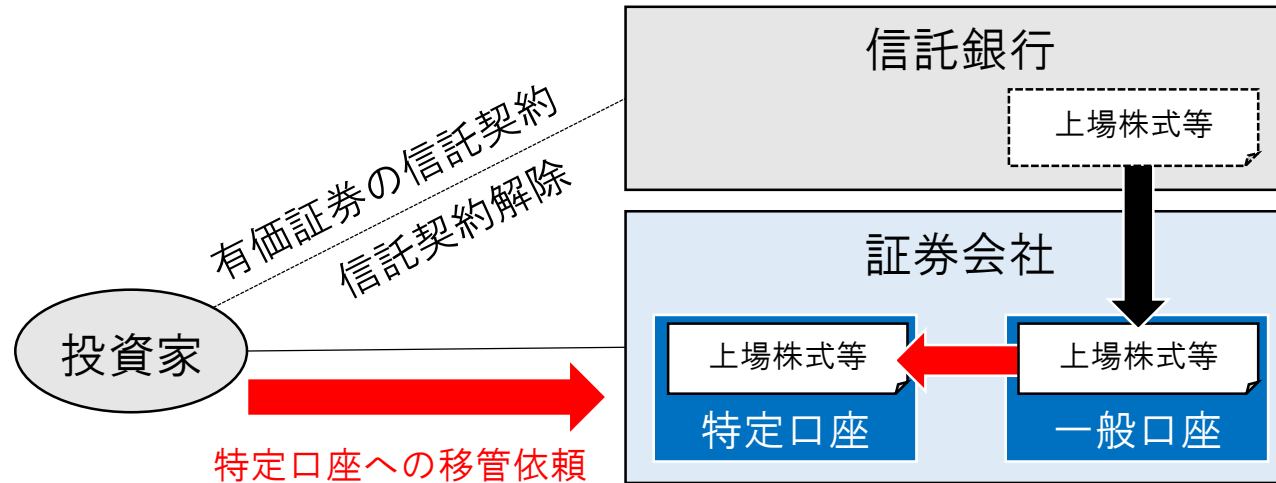
**【要望】**

一時的に特定口座が重複して開設された状態を認める猶予期間を設けること



## 【要望】

上場株式等に係る信託契約の解除後の特定口座への受入れ措置を講じること



## 【証券会社への提出書類（例）】

1. 特定口座への移管依頼書
2. 信託契約の解除により証券会社の口座に移管されることがわかる書類（銘柄名、数量が記載されているものに限る）
3. 信託契約の解除により移管された上場株式等の取得日、取得価額が記載された書類
4. 当該個人の口座（特定口座を除く）において、信託契約の解除により移管された上場株式等と同一の銘柄を保有していない旨が記載された念書

## ◆ 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

### 【要望】

CRS (注) に係る国内法について、OECDが提示する国際基準と整合的なものとなるよう見直しを行うこと

(注) CRS (Common Reporting Standard) : 非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である共通報告基準

### ○ 国際基準と整合的でないものの代表的な例

#### ①政府等保有法人の扱い

※「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」

OECDが提示している国際基準	日本の国内法(実特法※等)
外国政府、外国の中央銀行、日本が加盟する国際機関が100%保有している法人(Governmental Entity)は <b>報告不要</b>	「国、地方公共団体若しくは日本銀行若しくは外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは我が国が加盟している国際機関が資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部を出資している法人」も <b>報告対象</b> 【実特法施行令第6条の8第1項第4号】



政府等保有法人について、税務当局への報告を不要とすること  
(OECDの国際基準では政府等保有法人は、税務当局への報告が不要)

#### ②実質的支配者の特定が求められる特定法人から除外される金融機関等の範囲

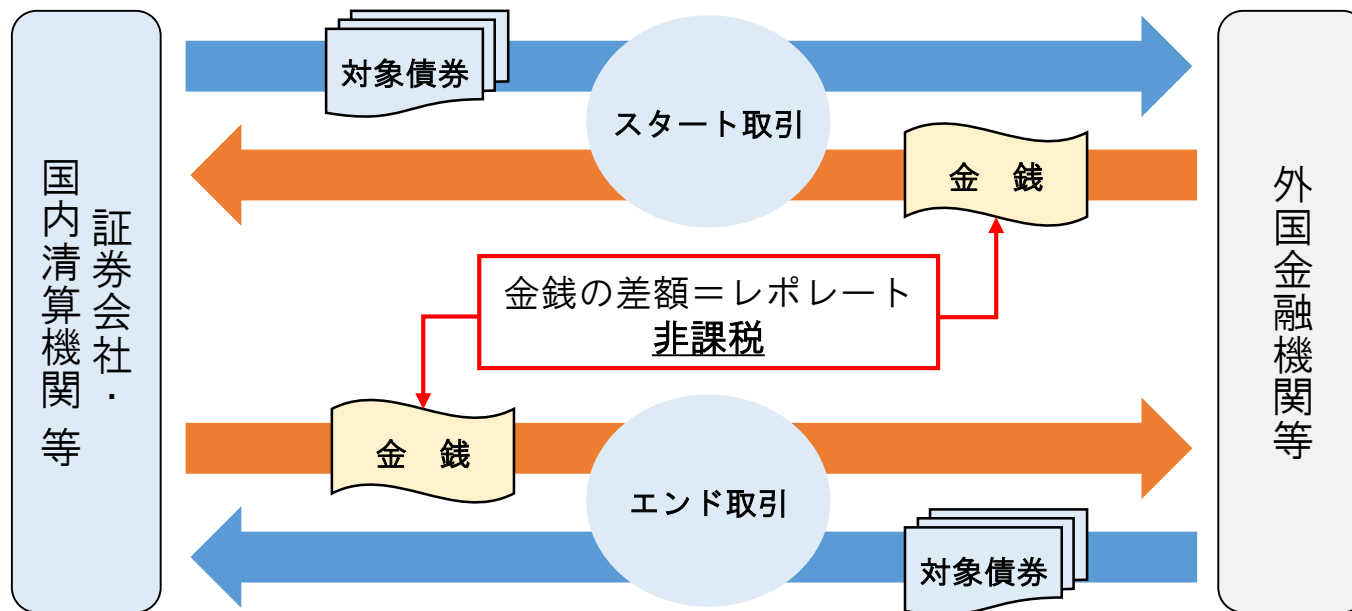


実質的支配者の特定が求められる特定法人から除外される金融機関等の範囲に、OECDのCRS参加国・地域のうち、日本の財務省令で定める報告対象国に含まれていない国の法令に準拠して設立された金融機関等も加えること  
(他のCRS参加国・地域の法令に準拠して設立された金融機関等は、実質的支配者の特定が求められる特定法人から除外されている)

その他、特定法人の定義、情報入手努力義務の取扱い、特定取引におけるデリバティブ取引の取扱い等に関する差異についても、整合性を確保すべき

### 【要望】

外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例について、対象債券を民間国外債まで拡大を図ること



#### 〔対象債券〕

- 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替国債、振替地方債又は振替社債
- 外国又はその地方公共団体が発行・保証する債券
- 外国の政府関係法人・国際機関が発行・保証する債券
- 我が国以外のOECD加盟国の特定の金融機関が発行する債券



【要望】 対象債券の範囲を一定の民間国外債まで拡大すること

## 【要望】

一部の租税条約における不動産化体株式からの投資所得に対する課税の取扱いについて、実務面に配慮した方策を講じること

### 例：日・露租税条約

	現行条約	改正後
配 当	15%	免税：年金基金受取
		5%：議決権保有割合15%以上、保有期間365日以上
		<b>15%：不動産化体株式</b>
		10%：その他

#### <国税庁「源泉所得税の改正のあらまし（平成30年10月）>

「不動産化体株式に係る配当」とは、一方の締結国の居住者が法人の株式又は同等の持分（組合、信託財産又は投資基金の持分を含みます。）から取得する配当で、その株式又は同等の持分の価値の50%以上が、その配当の支払に先立つ365日の期間のいずれかの時点において、新条約第6条に規定する不動産であって他方の締結国内に存在するものによって直接または間接に構成されるものをいいます。

#### <所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約> 第6条

2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（変動制であるか固定制であるかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

**不動産化体株式の該当性を金融機関側（源泉徴収義務者）では判断できず、対応できない状況**

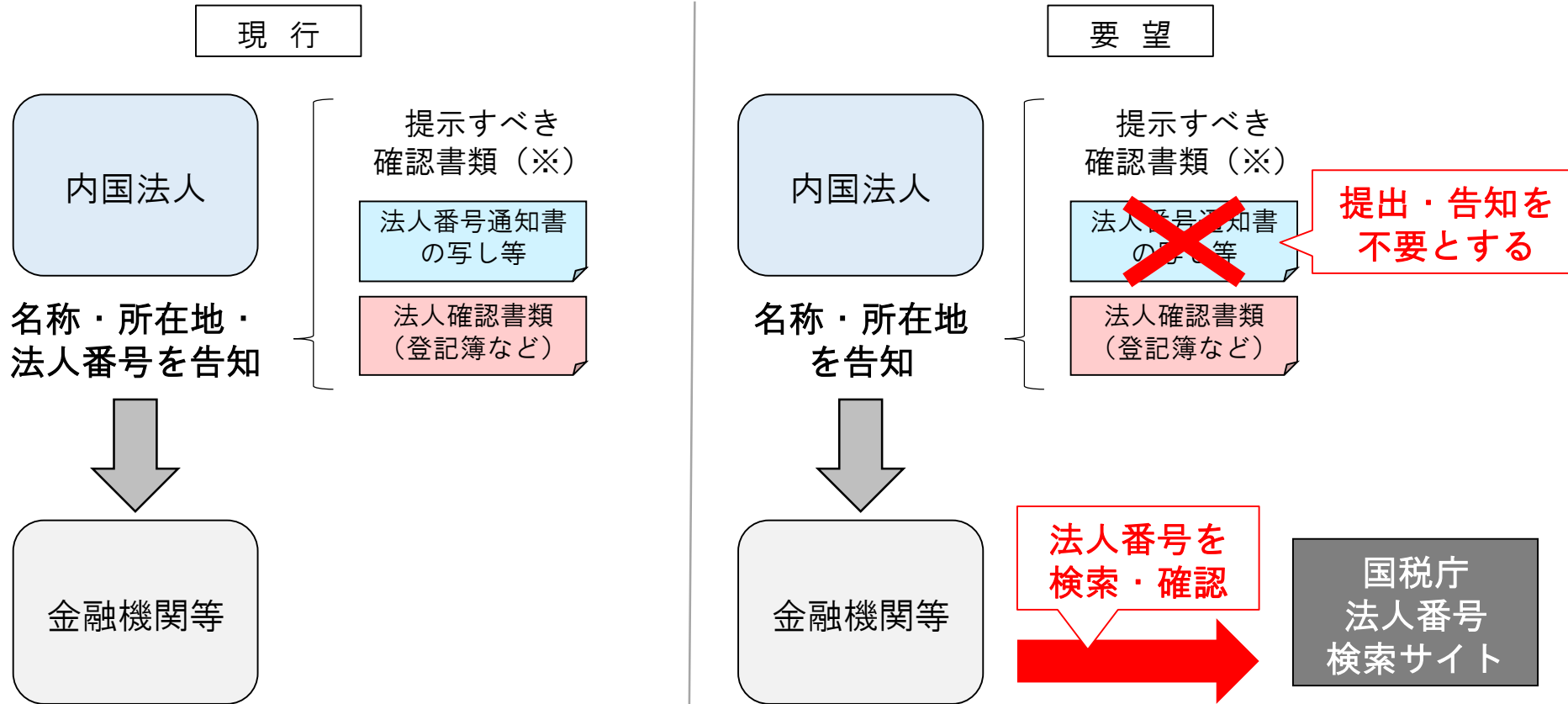


**【要望】 実務対応が可能となるような方策を講じること**

## ◆ デジタル技術の活用等による事務手続きの効率化のための税制措置

### 【要望】

内国法人が行う税法上の告知に際して、告知を受ける金融機関等が国税庁の法人番号検索サイトにより当該内国法人の法人番号を確認した場合には、当該法人番号の告知を不要とすること



※6か月以内に作成された法人番号通知書を提示する場合には法人確認書類は不要となるが、既存の法人に係る法人番号通知書は平成27年10月5日に作成されているため、6か月以内に作成された法人番号通知書には該当しない。

### 【要望】

税務手続きのICT化の観点から、税法上、書面でのみ提出・交付が認められている各種届出書・依頼書・確認書等の電子化による手続き効率化を図ること

#### 投資家が金融機関に提出する書類等の例

##### 【NISA口座関係】

- 非課税口座異動届出書
- 非課税口座移管依頼書
- 非課税口座内上場株式等の非課税口座から特定口座への移管依頼書
- 金融商品取引業者等変更届出書
- 非課税口座廃止届出書
- 非課税口座開設者死亡届出書

##### 【ジュニアNISA口座関係】

- 未成年者口座異動届出書
- 未成年者口座移管依頼書
- 未成年者口座内上場株式等の未成年者口座から特定口座への移管依頼書
- 未成年者口座廃止届出書
- 未成年者口座開設者死亡届出書

##### 【特定口座関係】

- 特定口座廃止届出書
- 特定口座開設者死亡届出書

#### 金融機関が投資家に交付する書類等の例

##### 【NISA口座関係】

- 非課税口座廃止通知書

##### 【ジュニアNISA口座関係】

- 未成年者口座廃止通知書

#### 税務署から金融機関に交付される書類等の例

- 非課税適用確認書

## (参考) 税務統計の充実に向けた提案

- 総務省は「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）に基づき、社会経済情勢の変化等に適切に対応するとともに、各方面の統計ニーズを踏まえた公的統計の作成及び提供を推進し、報告者負担に配慮した改善を図るため、国が実施する統計調査について、回答に当たっての様々な負担の軽減や調査方法の改善などの要望等を募集。
- 日証協は平成30年8月に日本経済団体連合会が実施した「総務省『統計調査に関する提案募集』に向けたアンケート調査」に以下のとおり意見を提出。

### <日証協回答(一部抜粋)>

#### ✓ 日本の税務統計等の精緻化について

国税庁が公表している税務統計は、証拠に基づく政策立案(EBPM: Evidence-Based Policy Making)を推進していくうえで重要なデータの一つであることから、内容について一層の充実を図っていく意義があると考えます。そのうえで、日本の税務統計等の項目については、以下の点でより精緻化する余地があるのではないかと考えます。(中略)

#### ・NISA制度に関する統計を作成・公表すること

現在、NISA制度の統計については金融庁からの依頼により各金融機関が提供した情報に基づいて作成されている。NISA制度では各金融機関は非課税口座年間取引報告書等を税務署に提出しており、そこから統計を作成・公表いただきたい。

(参考)NISAと同様の制度を持つイギリス(ISA)・カナダ(TFSA)においては、税務当局(HMRC、CRA)が主体となって、税務当局特有の観点も含めた多面的な統計を公表しており、これらの充実した統計が、制度の改善等を議論するにあたり重要な材料となっている。

#### ✓ 日本のGDP推計における分配側の計算の精度向上について

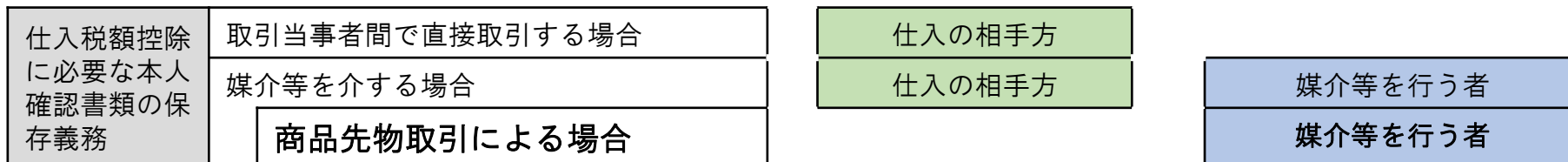
GDP統計における家計の受取利子・配当額について、アメリカ・イギリスでは、税務データを積み上げて推計を行っているが、日本では残差から推計することとなっているため、実態との乖離が大きい可能性がある

## VII その他の税制措置

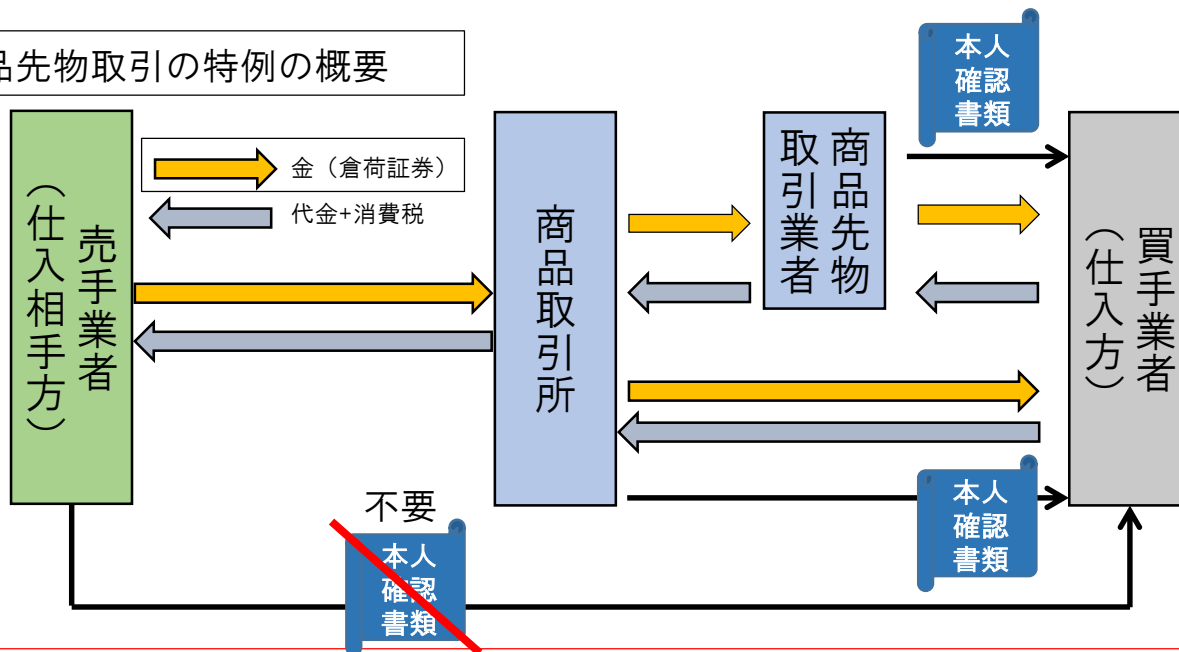
### 【要望】

消費税法上の金・白金の仕入れ税額控除に必要な相手方の本人確認書類について、当該仕入れが総合取引所の商品関連市場デリバティブ取引による場合には、商品先物取引による場合と同様に媒介等を行う者のみとする措置を講じること

### 金・白金に係る仕入れ税額控除に係る消費税法上の措置



### 商品先物取引の特例の概要



買手業者は、商品先物取引では「媒介等を行う者（※）」の本人確認書類のみでよい。

※委託取引の場合：  
⇒商品先物取引業者  
自己取引の場合：  
⇒商品取引所

【要望】 総合取引所の商品関連市場デリバティブ取引の現引きについても仕入の相手方が特定できない点は商品先物取引と同様であることから、来年度予定の総合取引所の円滑な実現の観点も併せ、本件本人確認書類について商品先物取引と同様の措置をお願いしたい。



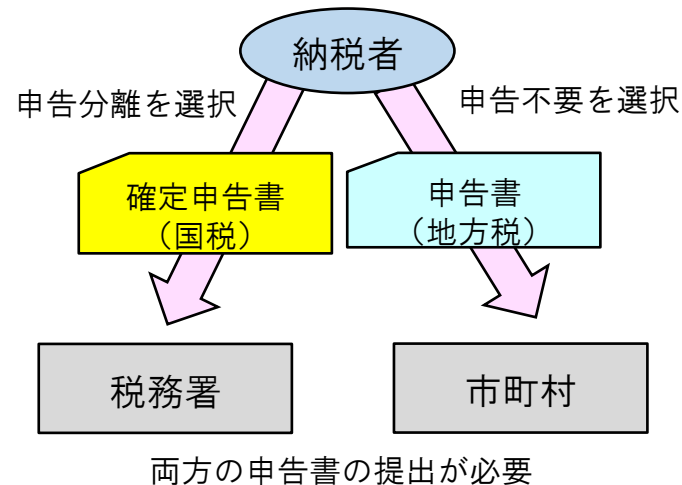
### 【要望】

上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式について、所得税の確定申告書での指定を可能とすること

2017年度税制改正により、所得税と住民税で異なる課税方式を適用できることが明確化された

主な例	所得税	住民税
配当所得	総合課税	申告不要
	申告分離課税	申告不要
譲渡所得	申告分離課税	申告不要

#### 現行(配当所得の例)



#### 要望

